

平成 27 年度

# 全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設  
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
児童発達支援部会

# 目 次

調 査 経 過	179
<b>I 施設の状況</b>	<b>180</b>
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 地域立地の状況	
4. 事業実施の状況	
5. 児童の出身エリア	
6. 定員の状況	
7. 在籍数の状況	
8. 充足率（在籍率）	
9. 措置・契約の決定率	
<b>II 児童の状況</b>	<b>188</b>
1. 年齢の状況	
2. 入所時の年齢	
3. 入所の状況	
4. 就学の状況	
5. 家庭の状況	
6. 退所の状況	
7. 入退所の推移	
8. 障害の状況	
9. 行動上の困難さの状況	
10. 医療対応の状況	
<b>III 施設の設備・環境と暮らしの状況</b>	<b>208</b>
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
3. 「自活訓練事業」の取り組み状況	

Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	213
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 在宅支援サービスの実施状況	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	217
1. 施設の運営費について	
2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の計画について	
3. 在所延長している児童の見通し	
4. 児童相談所との関係	
5. 契約での利用に対する対応	
6. 苦情解決の実施状況	
調査票	226

## 調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（239施設）に送付

調査日 平成27年10月1日

回答数 162施設 回収率 67.8%

- 調査データは、平成27年10月1日を基本とし、26年度（H26. 4. 1～H27. 3. 31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 「26年調査」「前年調査」の表記は、平成26年度全国知的障害児入所施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

# I 施設の状況

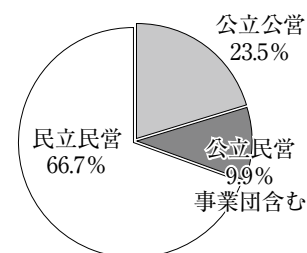
回答施設県別一覧

地区	県	対象施設数	回答施設数	定員	現員	措置	契約	充足率	措置率	26年度充足率	26年度措置率
東北	1 北海道	12	7	219	182	70	112	83.1	38.5	92.5	39.3
	2 青森	7	7	270	204	34	170	75.6	16.7	70.5	13.5
	3 岩手	5	4	150	128	42	86	85.3	32.8	91.9	32.0
	4 宮城	2	2	70	67	32	35	95.7	47.8	97.1	47.1
	5 秋田	3	3	120	108	5	103	90.0	4.6	90.0	4.6
	6 山形	3	2	60	32	7	25	53.3	21.9	61.1	21.8
	7 福島	8	5	160	140	84	56	87.5	60.0	94.6	46.3
	小計	28	23	830	679	204	475	81.8	30.0	83.0	26.5
関東	8 茨城	9	5	160	152	54	98	95.0	35.5	97.9	36.6
	9 栃木	4	2	70	72	32	40	102.9	44.4	104.3	41.1
	10 群馬	3	3	124	109	37	72	87.9	33.9	93.5	31.9
	11 埼玉	7	6	285	210	77	133	73.7	36.7	69.5	22.9
	12 千葉	7	4	132	100	58	42	75.8	58.0	91.0	67.2
	13 東京	7	2	84	78	41	37	92.9	52.6	93.9	41.1
	14 神奈川	13	7	300	244	193	51	81.3	79.1	81.3	75.8
	15 山梨	1	1	70	53	39	14	75.7	73.6	75.7	69.8
16 長野	1	1	30	25	12	13	83.3	48.0	93.3	42.9	
	小計	51	31	1,255	1,043	543	500	83.1	52.1	86.9	51.4
東海	17 静岡	9	6	220	184	147	37	83.6	79.9	74.1	84.1
	18 愛知	7	5	299	225	181	44	75.3	80.4	80.6	78.8
	19 岐阜	2	2	90	69	46	23	76.7	66.7	82.2	66.2
	20 三重	4	2	60	48	46	2	80.0	95.8	89.0	88.4
	小計	22	15	669	526	420	106	78.6	79.8	79.9	81.0
北陸	21 新潟	8	7	136	110	36	74	80.9	32.7	84.5	23.5
	22 富山	2	1	50	28	18	10	56.0	64.3	65.0	66.2
	23 石川	4	2	40	23	10	13	57.5	43.5	65.0	38.5
	24 福井	2	2	35	23	14	9	65.7	60.9	68.6	41.7
	小計	16	12	261	184	78	106	70.5	42.4	74.7	37.8
近畿	25 滋賀	4	4	396	343	58	285	86.6	16.9	87.3	10.4
	26 京都	4	4	140	120	30	90	85.7	25.0	84.2	19.8
	27 大阪	8	6	300	260	182	78	86.7	70.0	88.8	59.2
	28 兵庫	11	7	407	227	86	141	55.8	37.9	96.8	38.0
	29 奈良	2	2	95	74	42	32	77.9	56.8	93.3	57.1
	30 和歌山	2	1	50	49	35	14	98.0	71.4	93.8	66.7
	小計	31	24	1,388	1,073	433	640	77.3	40.4	91.0	39.7
中国	31 鳥取	1	1	65	41	23	18	63.1	56.1	56.9	51.4
	32 島根	7	5	190	82	37	45	43.2	45.1	62.0	26.3
	33 岡山	5	2	80	58	49	9	72.5	84.5	92.1	34.3
	34 広島	11	7	230	209	68	141	90.9	32.5	94.2	41.6
	35 山口	3	0	0	0	0	0	0	0	92.9	33.8
	小計	27	15	565	390	177	213	69.0	45.4	77.3	34.2
四国	36 徳島	3	2	50	46	27	19	92.0	58.7	83.0	47.0
	37 香川	2	2	56	49	21	28	87.5	42.9	83.9	42.6
	38 愛媛	5	3	80	78	17	61	97.5	21.8	72.9	18.6
	39 高知	2	0	0	0	0	0	0	0	90.0	15.9
	小計	12	7	186	173	65	108	93.0	37.6	80.6	29.8
九州	40 福岡	8	4	140	116	82	34	82.9	70.7	87.7	72.0
	41 佐賀	2	2	70	60	43	17	85.7	71.7	77.5	80.6
	42 長崎	3	2	100	94	26	68	94.0	27.7	87.0	26.4
	43 熊本	7	4	150	108	46	62	72.0	42.6	57.1	55.0
	44 大分	4	4	160	135	52	83	84.4	38.5	86.0	37.2
	45 宮崎	5	4	135	114	50	64	84.4	43.9	66.3	54.7
	46 鹿児島	7	4	103	93	4	89	90.3	4.3	85.8	22.0
47 沖縄	4	4	102	70	44	26	68.6	62.9	75.0	59.3	
	小計	40	28	960	790	347	443	82.3	43.9	81.2	48.8
	総計	239	162	6,333	5,040	2,337	2,703	79.6	46.4	83.6	45.7

## 1. 施設数

施設数〔表1〕は、調査対象239施設のうち、回答のあった162施設の状況である。児・者併設型を導入し、本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。

設置主体別では、公立公営38施設（23.5%）、公立民営16施設（9.9%）、民立民営が108施設（66.7%）となっている。公立系施設は、児童福祉法施行当初から障害児福祉の担い手としての公的責任において自治体が施設を設置してきた背景があり、全体に占める比率が高かったが、指定管理者制度、民間委譲が進んでいることから近年減少傾向にある。地区別の公民比率は、民立施設が中国86.7%、北海道85.7%、近畿79.2%、九州75.0%の順に高くなっている。北陸地区は4年前の調査では民立民営が25.0%、公立公営が75.0%と他地区と比較して公立公営の割合が際立って高かったが、一昨年度調査では35.7%、昨年度調査では38.5%、今年度調査では41.7%となっており、民営化が進んでいるようである。



設置主体別の状況

表1 施設数

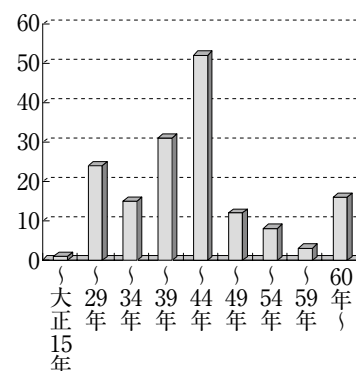
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	162		7	23	31	15	12	24	15	7	28
%	100		4.3	14.2	19.1	9.3	7.4	14.8	9.3	4.3	17.3
公立公営	38	23.5	1	9	5	6	6	3	1	1	6
公立民営	16	9.9	0	4	4	1	1	2	1	2	1
民立民営	108	66.7	6	10	22	8	5	19	13	4	21
* 地区別民立施設の比率			85.7	43.5	71.0	53.3	41.7	79.2	86.7	57.1	75.0

## 2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、グラフのとおり昭和35年から44年の10年間に83施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。開設40年以上（昭和49年以前開設）が135施設（83.3%）となっている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	24	14.8
昭和30年～34年	15	9.3
昭和35年～39年	31	19.1
昭和40年～44年	52	32.1
昭和45年～49年	12	7.4
昭和50年～54年	8	4.9
昭和55年～59年	3	1.9
昭和60年～	16	9.9
計	162	100



### 3. 地域立地の状況

市町村区分〔表3〕では、区・市が91施設（56.2%）で最も多く、政令市が25施設、中核市が22施設、町が22施設、村が2施設となっている。

表3 市町村区分

	施設数	%
政令市	25	15.4
中核市	22	13.6
区・市	91	56.2
町	22	13.6
村	2	1.2
計	162	100

### 4. 事業実施の状況

主たる障害種別〔表4〕については、知的障害児が140施設（86.4%）と障害種別のほとんどを占めている。また、経過的障害者支援施設の指定〔表5〕については、指定を受けている施設が104施設（64.2%）と、6割以上を占めている。

表4 主たる障害種別

	施設数	%
知的障害児	140	86.4
自閉症児	2	1.2
盲児	1	0.6
ろうあ児	0	0
肢体不自由児	1	0.6
特定せず	2	1.2
無回答	16	9.9
計	162	100

表5 経過的障害者支援施設の指定

	施設数	%
指定を受けている	104	64.2
指定を受けていない	48	29.6
無回答	10	6.2
計	162	100

## 5. 児童の出身エリア

措置及び支給決定に係る児童相談所の数〔表6〕では、1か所のみは22施設（13.6％）で、2か所が42施設（25.9％）、3か所が30施設（18.5％）、4か所が27施設（16.7％）となっており、2～4か所で99施設（61.1％）となっている。また、5～9か所が27施設（16.7％）、10か所以上が10施設（6.2％）となっており、9割近い施設が2～4か所を中心とした多数の児童相談所との関わりを有している。

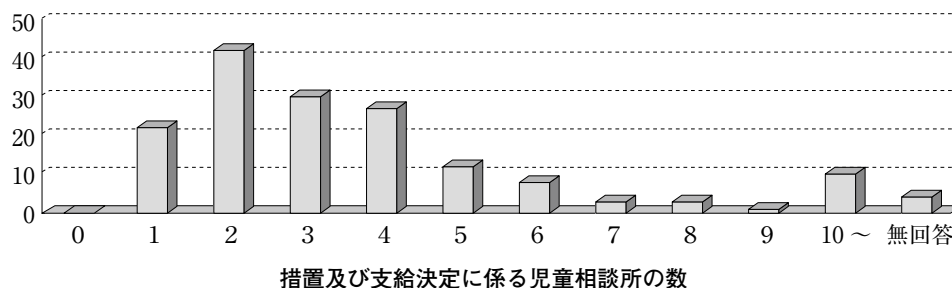


表6 措置（支給）決定に係る児童相談所の数

か所数	施設数	%
1か所	22	13.6
2か所	42	25.9
3か所	30	18.5
4か所	27	16.7
5か所	12	7.4
6か所	8	4.9
7か所	3	1.9
8か所	3	1.9
9か所	1	0.6
10か所～	10	6.2
無回答	4	2.5
計	162	100

また、都道府県の数〔表7〕では、1都道府県が97施設（59.9％）と最も多く、次いで2都道府県が42施設（25.9％）、3都道府県が13施設（8.0％）、4都道府県が7施設（4.3％）となっている。

児童の出身区市町村の数〔表8〕では、6～10区市町村が58施設（35.8％）と最も多く、次いで11～15区市町村が38施設（23.5％）、1～5区市町村が35施設（21.6％）となっている。複数の都道府県の利用や区市町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。

実施主体を区市町村に移行するとさまざまな問題が生じると推察されることから、実施主体は都道府県が望ましいといえよう。



表7 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	97	59.9
2 都道府県	42	25.9
3 都道府県	13	8.0
4 都道府県	7	4.3
無回答	3	1.9
計	162	100

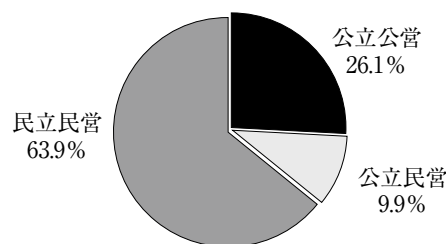
表8 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5	35	21.6
6～10	58	35.8
11～15	38	23.5
16～20	12	7.4
21～25	7	4.3
26～30	4	2.5
31～	3	1.9
無回答	5	3.1
計	162	100

## 6. 定員の状況

回答施設の定員数〔表9〕の総計は、6,333人である。設置主体別にみると、公立系は2,285人（36.1%）、民立は4,048人（63.9%）となっている。

地区別では、北陸と東北の公立系が60%を超えている。



設置主体別の定員数

表9 定員数

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,333		219	830	1,255	669	261	1,388	565	186	960
%	—	100	3.5	13.1	19.8	10.6	4.1	21.9	8.9	2.9	15.2
公立公営	1,655	26.1	27	310	329	324	155	195	65	35	215
公立民営	630	9.9	0	200	130	50	10	90	30	70	50
民立民営	4,048	63.9	192	320	796	295	96	1,103	470	81	695
* 民立定員比率 (%)			87.7	38.6	63.4	44.1	36.8	79.5	83.2	43.5	72.4

定員規模別施設数〔表10〕をみると、定員30人の施設が47施設（29.0%）と最も多く、次いで、31～40人が28施設（17.3%）、11～29人が24施設（14.8%）、41～50人が22施設（13.6%）、51～70人が17施設（10.5%）、71人以上が11施設（6.8%）であった。平成13年には定員90人以上の施設が34施設（12.6%）あったことから、大規模施設が減少傾向にあることがうかがえる。定員29人以下の施設が37施設（22.8%）あるが、これらは昭和36年併設施設や平成11年児・者併設型の施設、平成24年4月の改正児童福祉法の施行によるものと推察される。

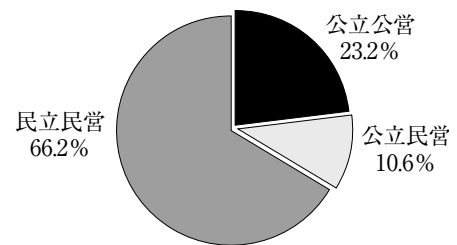
表10 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	私立	%
～10人	13	8.0	2	3.7	11	10.2
11～29人	24	14.8	8	14.8	16	14.8
30人	47	29.0	14	25.9	33	30.6
31～40人	28	17.3	10	18.5	18	16.7
41～50人	22	13.6	7	13.0	15	13.9
51～70人	17	10.5	8	14.8	9	8.3
71人以上	11	6.8	5	9.3	6	5.6
計	162	100	54	100	108	100

## 7. 在籍数の状況

在籍数〔表11〕は、5,040人（定員6,333人）である。設置主体別では、公立公営1,170人（23.2%）、公立民営532人（10.6%）、民立民営3,338人（66.2%）となっている。

男女別では、男3,427人（68.0%）、女1,613人（32.0%）で、男女比は7：3と男児が多くなっている。



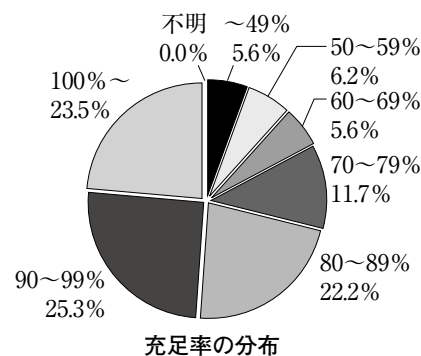
設置主体別の在籍数

表11 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,427	68.0	125	493	748	337	143	704	259	106	512
	女	1,613	32.0	57	186	295	189	41	369	131	67	278
	計	5,040	100	182	679	1,043	526	184	1,073	390	173	790
公立公営	男	835	71.4	4	167	149	158	88	104	30	21	114
	女	335	28.6	3	60	60	72	25	39	11	11	54
	計	1,170	100	7	227	209	230	113	143	41	32	168
公立民営	男	361	67.9	0	117	82	22	4	47	20	44	25
	女	171	32.1	0	45	32	25	1	20	4	25	19
	計	532	100	0	162	114	47	5	67	24	69	44
民立民営	男	2,231	66.8	121	209	517	157	51	553	209	41	373
	女	1,107	33.2	54	81	203	92	15	310	116	31	205
	計	3,338	100	175	290	720	249	66	863	325	72	578

## 8. 充足率（在籍率）

回答施設全体の充足率〔表12〕,〔表13〕は79.6%で、前年に比べて4ポイント低下した。充足率「90～100%未満」が41施設(25.3%),「100%」が28施設(17.3%),「100%超」が10施設(6.2%)で、充足率が90%以上の施設は79施設(48.8%)である。充足率が90%以上の施設を設置主体別で見ると、公立15施設(27.8%) 国立64施設(59.3%)と国立施設のほうが多い。



設置主体別充足率〔表13〕では、公立公営は70.7%、公立民営が84.4%、国立民営は82.5%で、公立公営の充足率が低い。充足率50%未満は9施設と昨年度より増加している。

平成26年度の年間在籍率別の状況〔表14〕は、「100%超」が昨年度の8施設(4.8%)から10施設(6.2%)に増加した。また、「100%」が9施設(5.6%),「90%～100%未満」が52施設(32.1%)と、90%以上が71施設(43.8%)となった。一方、90%を下回る施設は73施設(45.1%)あった。

表12 充足率（定員比）の状況（27年10月）

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	9	10	9	19	36	41	28	10	162
%	5.6	6.2	5.6	11.7	22.2	25.3	17.3	6.2	100
公立	5	6	4	10	14	7	4	4	54
%	9.3	11.1	7.4	18.5	25.9	13.0	7.4	7.4	100
国立	4	4	5	9	22	34	24	6	108
%	3.7	3.7	4.6	8.3	20.4	31.5	22.2	5.6	100

表13 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率
公立公営	38	1,655	1,170	70.7
公立民営	16	630	532	84.4
国立民営	108	4,048	3,338	82.5
計	162	6,333	5,040	79.6

表14 平成26年度年間在籍率別の施設数

	～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	不明	計
施設数	20	24	29	52	9	10	18	162
%	12.3	14.8	17.9	32.1	5.6	6.2	11.1	100
公立	14	9	9	12	1	2	7	54
国立	6	15	20	40	8	8	11	108

## 9. 措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入されたが、本調査での報告は9回目となる。

全在籍者数〔表15〕のうち措置が2,337人（46.4%）、契約が2,703人（53.6%）となっており、措置率は前年度（45.7%）とほぼ同じ水準である。設置主体別では、公立公営が措置46.9%・契約53.1%、公立民営が措置41.4%・契約58.6%、民立民営が措置47.0%・契約53.0%となっている。昨年度は公立民営の措置が50.8%とやや高かったが、今年度は9.4ポイント低下している。公立公営の措置は3.8ポイント、民立民営の措置は1.4ポイントそれぞれ高くなっている。

地区別では、東海の措置率が79.8%で昨年度に比べて1.2ポイント低下したものの最も高く、次いで関東52.1%、中国45.4%となっている。措置率が低いのは、東北で30.0%、次いで四国37.6%となっている。都道府県毎の措置率は冒頭の回答施設県別一覧で示しているが、都道府県による格差が著しい状況が続いている。

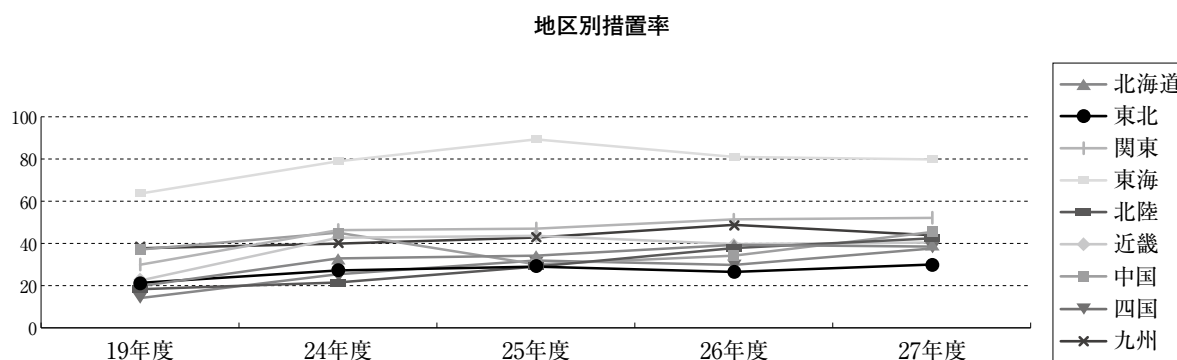


表15 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
				在籍数	男	68.0	3,427	125	493	748	337	143
	女	32.0	1,613	57	186	295	189	41	369	131	67	278
	計	100	5,040	182	679	1,043	526	184	1,073	390	173	790
	うち措置	46.4	2,337	70	204	543	420	78	433	177	65	347
措置率			46.4	38.5	30.0	52.1	79.8	42.4	40.4	45.4	37.6	43.9
公立公営	男	71.4	835	4	167	149	158	88	104	30	21	114
	女	28.6	335	3	60	60	72	25	39	11	11	54
	計	100	1,170	7	227	209	230	113	143	41	32	168
	うち措置	46.9	549	2	48	98	156	46	79	23	13	84
公立民営	男	67.9	361	0	117	82	22	4	47	20	44	25
	女	32.1	171	0	45	32	25	1	20	4	25	19
	計	100	532	0	162	114	47	5	67	24	69	44
	うち措置	41.4	220	0	52	66	43	4	24	4	12	15
民立民営	男	66.8	2,231	121	209	517	157	51	553	209	41	373
	女	33.2	1,107	54	81	203	92	15	310	116	31	205
	計	100	3,338	175	290	720	249	66	863	325	72	578
	うち措置	47.0	1,568	68	104	379	221	28	330	150	40	248

## Ⅱ 児童の状況

### 1. 年齢の状況

#### (1) 在籍児の年齢の状況

回答された在籍児童数は162施設5,040人で、前回調査（167施設5,506人）と比較して在籍児童数は8.5ポイント、466人減少している。在籍児童の年齢構成は〔表16〕のとおり前回調査の傾向と大きな変化はなく、高校及び年齢18歳以上の割合がわずかに増加している。

平成30年4月に向けた転換の方向がほぼ確定している事業所があると思われ、平成29年度末まで過年齢児の割合が一定割合を占めると予測されるが、障害児入所施設の二極化している現状は、平成30年3月までの過渡的状況と思われる。

全在籍児童数5,040人に占める児童（18歳未満3,530人）の割合は70.0%で前回調査と大きな変化は見られない。全体に占める措置（2,337人）の割合は46.4%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置児童は57.7%を占めている。それぞれ前回調査の全体措置割合45.7%、18歳未満の措置割合61.2%と比べ、微減の傾向を示している。

5歳以下の児童では71.9%、6～11歳では67.2%が措置となっており、措置率が昨年比で5.9ポイント減少している。措置児童の実数についてみると、在籍児童が前年比で8.5ポイント減少している中、5歳以下及び小学生は17ポイント減少している。制度開始当初と比べ、措置該当要件の適正な対応が進んできているが、入所前の児童のおかれている状況等については今後も注意が必要である。

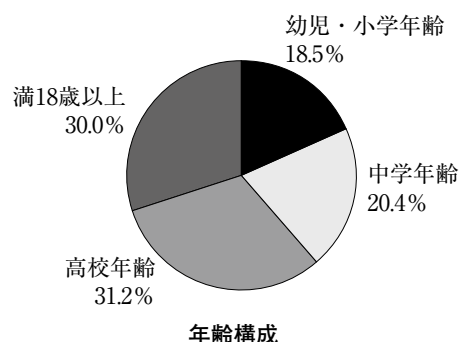


表16 年齢構成（全体）

	人数	%		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
計	5,040	100	人数	96	838	1,026	1,570	3,530	70.0
男	3,427	68.0	%	1.9	16.6	20.4	31.2	70.0	
女	1,613	32.0	男	62	552	701	1,025	2,340	46.4
うち措置（再掲）	2,337	46.4	女	34	286	325	545	1,190	23.6
			うち措置（再掲）	69	563	640	764	2,036	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	309	526	293	382	1,510	30.0
%	6.1	10.4	5.8	7.6	30.0	
男	209	406	233	239	1,087	21.6
女	100	120	60	143	423	8.4
うち措置（再掲）	125	17	7	7	156	

※「うち措置（再掲）」の計が2,192人であることについては145人が不明・無回答のため。

在籍児童の平均年齢は〔表17〕のとおりであるが、平均年齢18歳未満の施設の占める割合は66.7%と前回調査63.5%と大きな変化は見られない。実数でも108施設と前回調査と比べ2施設の増加となっており、児童福祉法改正による経過期間の終了に向けて、各地域の状況をにらみながら児童入所支援機能の維持継続に向けて各施設が方針を固め、積極的な努力をしている様子が見え始める。

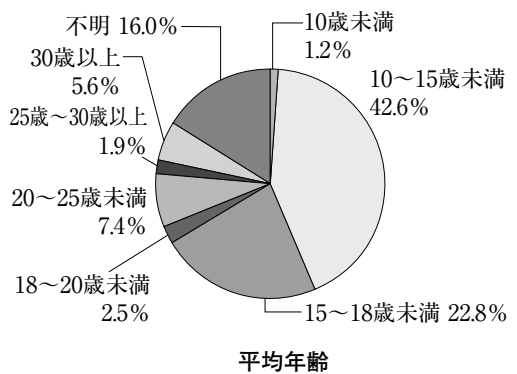


表17 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	2	1.2
10～15歳未満	69	42.6
15～18歳未満	37	22.8
18～20歳未満	4	2.5
20～25歳未満	12	7.4
25～30歳未満	3	1.9
30歳以上	9	5.6
不明	26	16.0
計	162	100

## (2) 在所延長児童（過齢児）の状況

前回調査まで9年間微減が続いていた在所延長児童は、今回調査でも同様の傾向だが、在籍児童の減少という背景も念頭におくと、ほぼ横ばいと見ることができよう。〔表18〕に見られるように、前回調査で過齢児の占める割合が高かった東北、近畿、中国地区の中で、東北地区は横ばい、中国地区は4割近く過齢児が減少し、近畿は逆に3割近く増加している。全国的にみると全入所児童に占める過齢児の状況は前回調査と大きな変化はなく、各施設が将来的な支援体制の方向付けを明確にし、取り組んでいることの結果といえよう。

表18 過年齢児数及び地区別加齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	1,510	50	259	309	61	37	429	150	51	164
%	29.6	26.2	37.5	29.5	11.5	19.8	39.7	38.4	28.5	20.3

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表19〕から、0%は72施設と前回調査より9施設増え、10%未満と合わせると93施設57.4%と回答施設の半数を超えている。児童施設として運営していこうという将来の展望が固まりつつある結果と言えるのではないかと。20歳以上の在籍率20%未満の施設は前回調査と大きな変化はない。20歳以上が50%以上を占める施設は23施設と前回調査に比べ6施設減で、定員変更の検討も含めた、施設運営の方向性の絞込みの結果といえるかもしれない。80%以上は増減がなく、平成30年4月に向けて方向性が決定していると思われる。

今後の動向として、平成30年3月末までの施設形態の選択に向けて、各地域、各施設の将来展望に基づき、具体的な対応が始まっていると思われ、とくに20歳以上が5割を超えている23施設の動きを注視

していく必要があり、各地域での子どもの福祉メニューの充実が求められるであろう。

表19 満20歳以上の在籍率の状況

	0%	10%未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40~50% 未満	50~60% 未満	60~80% 未満	80~ 100% 未満	100%	計
施設数	72	21	19	13	8	6	3	8	9	3	162
%	44.4	13.0	11.7	8.0	4.9	3.7	1.9	4.9	5.6	1.9	100
公立	26	8	7	4	1	1	1	2	4	0	54
私立	46	13	12	9	7	5	2	6	5	3	108

## 2. 入所時の年齢

「入所時の年齢」〔表20〕をみると、今回調査も15歳の中学校卒業年齢時が一番多く554人、次いで前回調査で2番目に多かった小学校就学時年齢の6歳が489人となっている。一方、1歳から5歳までの幼児は105人減少しているが、在籍児童・入所児童の減少と、平成30年4月に向けたそれぞれの施設の方向性を考えれば、枠組みそのものに大きな変化はないといえよう。一方で、ほとんどの年齢層で前年比入所児童数は減少しているが、小学校高学年から中学生にかけての児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さも出てくる時期であり、低年齢時からの丁寧な療育支援などもっと目を向けていく必要性が考えられる。

表20 入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	7	43	138	203	217	608	合計	488	5,040
%	0.1	0.9	2.7	4.0	4.3	12.1	%	9.7	100
男	2	25	96	134	158	415			
女	5	18	42	69	59	193			

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	489	291	225	257	307	306	441	343	348	554	234	149	3,944
%	9.7	5.8	4.5	5.1	6.1	6.1	8.8	6.8	6.9	11.0	4.6	3.0	78.3
男	362	198	149	168	215	198	288	231	237	387	159	105	2,697
女	127	93	76	89	92	108	153	112	111	167	75	44	1,247

### 3. 入所の状況

#### (1) 入所の状況

「平成26年度中の新入所児数」〔表21〕は、入所児童数は全体で741人、前年比102人の減で、内訳は措置が平成26年度入所児童全体の60.3%（447人）となっており、契約が39.7%（294人）で、前回調査と同様に措置が契約を上回っている。制度改正から10年を経て、むしろ危機的状況にある児童の割合が増加しているというよりも「契約」が原則ではなく保護者の状況を踏まえ、子どもの最善の利益の視点に立って児童相談所が適切に対応してきている様子がうかがえよう。

なお、入所児童741人の中で最も多い年齢層は15～17歳の高校生年齢、次いで多いのは6～11歳の小学生年齢となっており、その傾向は前回と変わっていない。就学前児童および高校生年齢児童の比率にも大きな変化は見られない。

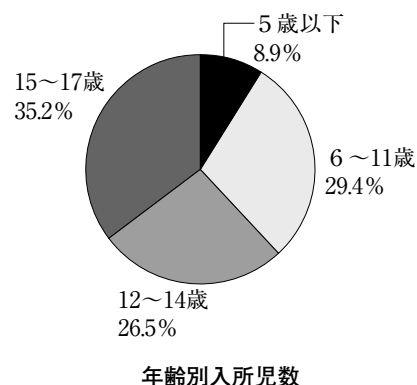


表21 平成26年度中の新入所児数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	741	66	218	196	261
措置	447	51	145	133	118
	100	11.4	32.4	29.8	26.4
契約	294	15	73	63	143
	100	5.1	24.8	21.4	48.6

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

26年度入所率	11.7%
---------	-------

それぞれの施設における年間新入所児童の数〔表22〕は、新入所児童数0人が15施設で前回調査22施設と比べ7施設の減少となっている。地域の状況や行政との調整はあるものの、児者転換を視野に運営している施設と、児童施設の機能を維持するという意思表示を明確にした施設の二極化は、平成29年度末まで続くと思われる。

入所前の生活の場〔表23〕では、前回調査と同様「家庭から」が圧倒的に多く、家庭からの施設利用が多数を占める状況に大きな変化はみられない。前年に比較して「不明」が大幅に減少しているが、本調査から詳細を把握することは困難である。児童養護施設からの入所も前年に比べ大きな変化はみられず、乳児院と合わせて1割強が障害児施設の利用につながっている。この流れはしばらく続くと思われる。

被虐待児、自閉症スペクトラム障害の増加や家庭における養育機能の低下などで児童養護施設の利用が増加傾向にあり、児童養護施設の集団での不適応をきたした子どもの療育目的での障害児施設入所が一因と推察されるのは今回も同様である。一方、乳児院からの入所は微増し、今後も一定の動きが予測される。その背景に確たるものはないが、児童養護施設の充足率との関係や障害の早期の確定判断などがあるものとみられ、引き続き今後の推移を見守っていく必要がある。



表22 年間入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	私立
0人	15	9.3	1	14
1人	25	15.4	8	17
2人	20	12.3	8	12
3人	14	8.6	3	11
4人	15	9.3	4	11
5人	16	9.9	4	12
6人	15	9.3	6	9
7人	10	6.2	4	6
8人	6	3.7	3	3
9人	7	4.3	3	4
10人	1	0.6	0	1
11人以上	18	11.1	10	8
計	162	100	54	108

表23 入所前の生活の場

	人数	%
家庭	519	70.0
他の知的障害児施設	42	5.7
児童養護施設	66	8.9
乳児院	29	3.9
その他の児童福祉施設	6	0.8
学校寄宿舎	4	0.5
病院等医療機関	26	3.5
その他	19	2.6
不明	30	4.0
計	741	100

## (2) 入所の理由

「入所の理由」〔表24〕については、例年調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。一部項目を整理したが、比較可能な調査項目の傾向に大きな変化はみられず、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。ただし「家族の状況等」の中の「保護者の養育力不足」「虐待・養育放棄」はほぼ同じ割合でここ数年の傾向として続いている。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細やかな背景の把握と、具体的な支援策が求められていることが推察され、同時に、全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることを支援者は念頭におく必要がある。また、前年度調査で指摘されていた「貧困による入所」につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」は今回調査において多少割合は減ってはいるものの、支援現場の実感として種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取ることも多く、引き続き注視していく必要がある。また契約入所の場合であっても、いわゆる「貧困家庭」の出身児童が、衣類の十分な補充や修学旅行等就学に絡む費用の捻出に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応が必要であることは、今回の調査結果においても大きく変わっていないと推察される。

表24 入所の理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち26年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	26年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	118	229	113	80	540	10.7	13	6	17	7	43	5.8
	家庭の経済的理由	57	71	122	91	341	6.8	10	3	15	6	34	4.6
	保護者の疾病・出産等	145	162	85	48	440	8.7	22	19	24	2	67	9.0
	保護者の養育力不足	691	716	416	264	2,087	41.4	131	115	90	27	363	49.0
	虐待・養育放棄	1,053	137	120	37	1,347	26.7	188	15	21	3	227	30.6
	きょうだい等家族関係	64	92	87	126	369	7.3	10	18	22	14	64	8.6
	住宅事情・地域トラブル	27	33	34	52	146	2.9	7	1	7	5	20	2.7
	その他	95	336	25	74	530	10.5	19	34	3	19	75	10.1
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	592	799	367	473	2,231	44.3	79	85	71	59	294	39.7
	医療的ケア	30	77	94	65	266	5.3	6	6	14	10	36	4.9
	行動上の課題改善	458	546	207	249	1,460	29.0	105	73	54	43	275	37.1
	学校での不応・不登校	63	46	67	47	223	4.4	15	13	16	11	55	7.4
	学校就学・通学	152	355	132	119	758	15.0	23	60	28	19	130	17.5
	その他	34	81	18	19	152	3.0	10	9	2	6	27	3.6
実人数	2,337	2,703	2,337	2,703	5,040	100	447	294	447	294	741	100	

一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、次いで「行動上の課題改善」が続いている。養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなど育ちの環境に一層視点をあて、一人ひとりの発達や気持ちに寄り添った丁寧な療育支援が期待されよう。前回調査では、「学校就学・通学」のための入所から、障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っている傾向が見えたが、今回調査においても、入所理由に占める割合、実人員とも増加し、主たる入所要因の児童は実人員で措置・契約を合わせて115人増加した。同じく教育に関しての「学校での不応・不登校」は今回調査では減少しているが、家庭や地域の中で学齢期児童の教育をどう支えるべきか考えていく必要がある。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたっては、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負って入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

### (3) 虐待による入所の状況

「虐待による入所数」〔表25〕を見ると、前年度より減少はしているが、依然として歯止めがかかっていないことがうかがえる。特に〔表24〕の入所理由をみると、虐待・ネグレクトが入所児童に占める割合が大きく、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状によってカウントされていない児童の存在も考慮すると、心理的な支援の充実がなお一層求められるのではないかと。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、平成27年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（平成28年8月厚生労働省公表）は10万件に達している。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や福祉事務所の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表25 虐待による入所数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	計
男	184	223	205	199	200	223	229	247	243	194	221	2,368
女	152	156	119	131	168	150	151	151	151	174	104	1,607
計	336	379	324	330	368	373	380	398	394	368	325	3,975

表26 平成26年度 被虐待入所児童の内訳

	児相判断	27年度（10月1日まで）被虐待児加算児童の数
男	104	226人 上記の他に被虐待児加算を受けたことのある児童 407人
女	83	
計	187	※325人のうち、契約により入所の児童 31人

「虐待の内容」〔表27〕についても、虐待の種類や割合に大きな変化はみられない。児童虐待防止法の定義に基づいた虐待類型の中で、ネグレクトが7割以上を占めるが、ここにも養育力の低下や貧困などが影を落としているといえるであろう。虐待事例においては、性的虐待を除いて他の虐待類型は程度の差こそあれ複雑に重複していることを考えると、入所児童の受入れ、支援について今後もなお一層十分な配慮が求められる。

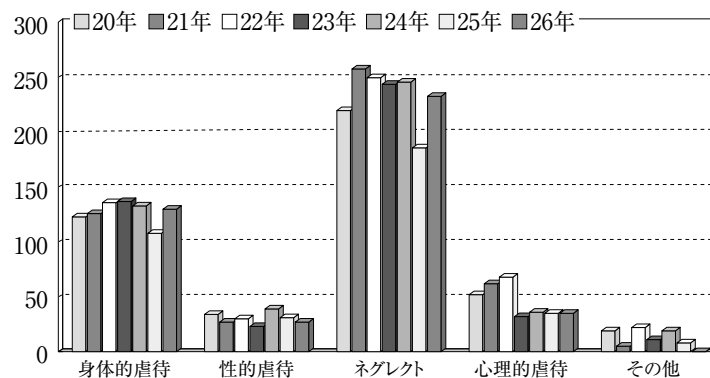


表27 虐待の内容（※重複計上）

		計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
15年	人数	284	24.1	140	34	131	46	5
16年	人数	336	29.3	156	35	162	24	6
17年	人数	379	30.4	164	42	231	34	1
18年	人数	324	34.0	107	32	153	28	5
19年	人数	330	40.0	122	33	192	38	8
20年	人数	368	49.6	123	34	220	52	19
21年	人数	373	49.4	126	27	258	62	5
22年	人数	380	47.1	136	30	250	68	22
23年	人数	398	53.1	137	23	244	32	11
24年	人数	394	47.0	133	39	246	36	19
25年	人数	368	43.7	108	31	186	35	8
26年	人数	325	43.9	130	27	233	35	
	%	100	—	40.0	8.3	71.7	10.8	
	男	221	68.0	88	2	160	16	
	女	104	32.0	42	25	73	19	

※27年度調査より「その他」の項目を削除

## 4. 就学の状況

### (1) 就学の状況

就学形態〔表28〕では、特別支援学校（小・中・高）への通学が2,573人と最も多く、前回調査と比べ383人減少したものの、71.1%を占めている。在籍児童の減少などで実人員は減少したが、割合は2.5ポイントの減少にとどまり、枠組みに大きな変化は見られない。小中学校の特別支援学級は429人で前回調査と変化は見られず、義務教育年齢児に占める割合としては、2.9ポイント増加している。

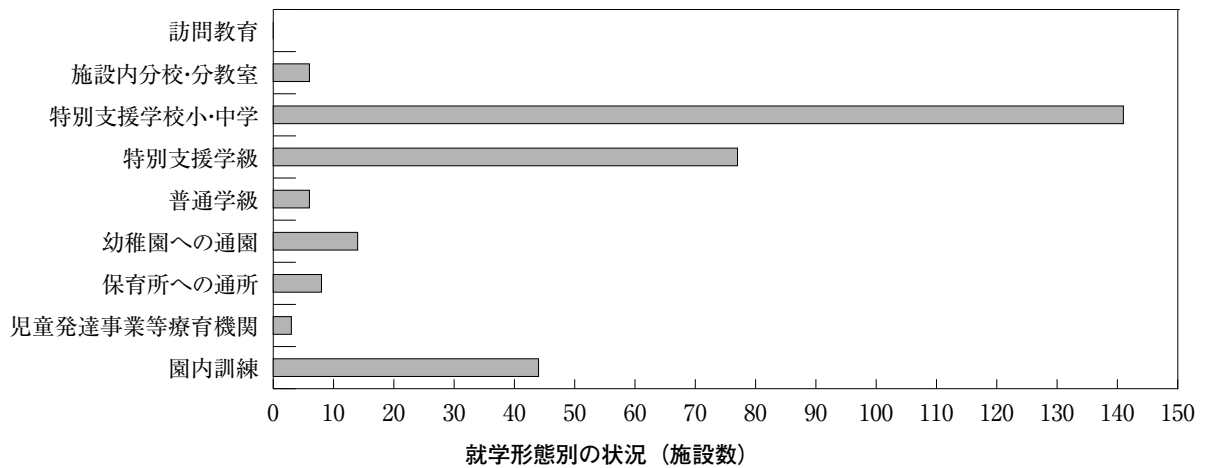
児童施設としての継続を念頭に運営を進めている施設は、過齢児の送り出しとともに学齢期児童の受け入れを積極的に行っていることと合わせ、一人ひとりの児童の教育ニーズに丁寧寄り添い、教育支援に取り組んでいる様子が見える。

訪問教育1施設1人、施設内分校・分教室は10施設54人、また、小中学校の普通学級は6施設8人、高等特別支援学校307人、一般高校に3人通学しており、入所児童の状況の多様化に伴い、通学先やその手段も広がってきているが、特に高等特別支援学校への通学生が、前年に比べ約3倍と大幅な増加が見られ、中・軽度及び境界線級の児童との関係について今後の推移を見ていく必要がある。

就学前の対応は、園内訓練が44施設116人、幼稚園への通園が14施設31人、保育所への通所が8施設61人、児童発達支援事業等療育機関の利用は3施設3人と、児童の状況に合わせて社会資源を活用していることがわかる。特に保育所に通所が61人と実人員で前年比2倍強になっており、施設外の資源活用を図りながら幼児期の療育支援の場を拡げている様子が見え、今後の推移に注目していきたい。

表28 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	14	31	0.9
	保育所に通所	8	61	1.7
	児童発達支援事業等療育機関	3	3	0.4
	園内訓練	44	116	3.2
	その他	9	23	0.6
義務教育年齢 児童	訪問教育	0	0	0
	施設内分校・分教室	6	49	1.4
	特別支援学校小・中学部	141	1,413	39.0
	小中学校の特別支援学級	77	429	11.9
	小中学校の普通学級	6	8	0.2
義務教育修了児童 (就学形態)	訪問教育	1	1	0.0
	施設内分校・分教室	4	5	0.1
	特別支援学校高等部	124	1,160	32.0
	高等特別支援学校	30	307	8.5
	特別支援学校専攻科	2	11	0.3
	一般高校	3	3	0.1
通園・通学児童数		162	3,620	100



就学児童数〔表29〕は3,387人で、在籍児数に占める就学率は67.2%で、前回調査とほぼ同じであった。

学年別では、小学生891人(26.3%)、中学生1,008人(29.8%)、高等部1,488人(43.9%)となっており、前回調査と比べると小中高ともに実人数は減少している。

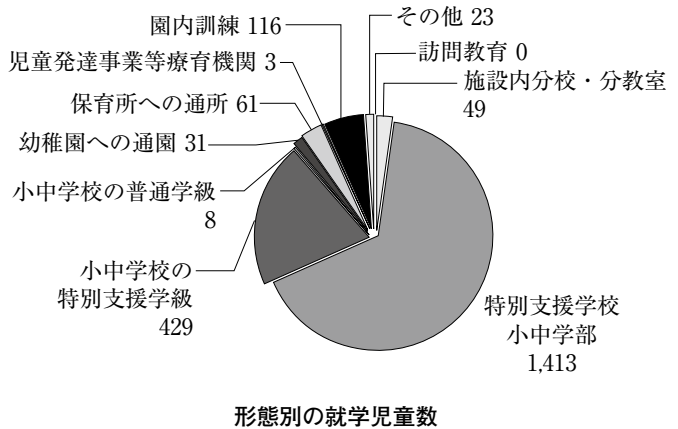


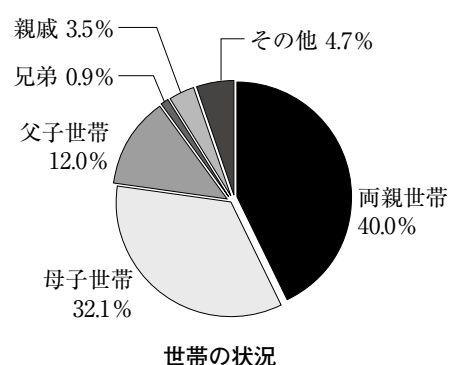
表29 学年別就学数

	人数	就学率	小 学						中 学			高 校		
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3
児童数	3,387	67.2	97	104	122	148	191	229	271	354	383	504	465	519

## 5. 家庭の状況

### (1) 家庭の状況

家庭の状況〔表30〕は、両親世帯が2,015人（40.0%）と前回調査より2.8ポイントと減少し、母子世帯の構成比率も32.1%で1.4ポイント減少、父子世帯の構成比率は12.0%と1.3ポイント減少し、祖父母や親戚の割合が増えているが、回答項目の変更があり、経年比較は難しい。また、「その他」が237人（4.7%）と前回調査より実人数、割合ともに増加しているが、本調査からは内容の把握はできない。



世帯別の措置率をみると母子世帯56.1%、父子世帯42.5%、両親世帯37.5%と、一人親世帯に措置が多くなっているのは、今回も同様であり、両親世帯であっても前回調査に比べ1.4ポイント増加している。親戚や祖父母等は契約の法的根拠がどうなっているのか定かではないが、契約が多くみられていることにも注目したい。また、兄弟・姉妹で入所しているのが164世帯436人で、46世帯156人減少しているが、貧困も含めた家庭内の課題については今後も注視していく必要がある。

このような状況は、家庭での養育困難、養育・扶養力の低下等が背景にあると思われる、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みで対応することが望まれる。児童福祉法改正での利用契約による施設利用が難しいケースに関して、公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

表30 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	2,015	40.0
	うち措置	755	—
母子世帯	人数	1,619	32.1
	うち措置	908	—
父子世帯	人数	603	12.0
	うち措置	256	—
兄弟のみ世帯	人数	46	0.9
	うち措置	21	—
祖父母・親戚が保護者として対応の世帯	人数	174	3.5
	うち措置	109	—
その他	人数	237	4.7
	うち措置	86	—
兄弟姉妹で入所	世帯	164	—
	うち措置	110	—
	人数	436	8.7
	うち措置	283	—
在籍児数	人数	5,040	100

## (2) 帰省・面会の状況

先に述べた家庭の状況〔表30〕を背景に帰省の状況〔表31〕をみると、帰省が全く無く家族交流がない児童は1,770人（35.1%）と前回調査より1.2ポイント減少している。

週末帰省はやや減少し17.2%、月1回程度は15.1%、年に数回かまったく帰省できない状況にあるのは61.1%で、前回と傾向は同じであった。家庭の雰囲気を知らないまま育つ子どもが多いことを示している。さらには、契約児童の中にも年1～2回かまったく帰省しない児童が1,368人おり、児童の障害特性もあろうが、果たして契約制度の適用が妥当なのか考えさせられる数値である。

帰省できない理由〔表32〕は、「親がいない」が119人、「家庭の状況（虐待等の事情）から帰せない」は1,099人、「本人の事情で帰らない」の145人と合わせると、家庭がありながらも何らかの理由で帰省ができない児童の比率は高く、特に家庭の事情で帰らせることができない児童数は前回調査より若干減少したものの、6割以上を占め、今回調査でも傾向に変化は見られない。

措置・契約別でみると措置の家庭の帰省が少ないのは、措置の要件を考えると子どもの障害の状況もさることながら、保護者の養育能力や養育姿勢とともに貧困もあるのかもしれない。先述したので一部重複するが、今回も契約で13.9%が帰省できていないが、家庭・子どもどちらにその要因があるのか定かではないが、ここにも貧困が影を落としているように思う。いずれにしても子どもの最善の利益が図られるような制度運用を期待したい。

面会等の状況〔表38〕は年1～2回が24.8%と最も多くなっている。その他については大きな変化はないが、無回答が約4分の1を占めており、今後の調査の課題と言えよう。

被虐待等で面会が制限されている児童が149人と前年比22人減少しているが、家族の訪問なしは、実人数こそ減っているものの929人（18.4%）で1.2ポイント増加している。この傾向はここ数年の傾向として続いており、継続して家庭基盤そのものが脆弱化し、崩壊して入所に至る児童の多いことがここにも表れている。親や家族との関係改善が今後の課題になってくると思われる。

表31 帰省の状況 ※%は在籍数による。不明数を未記入。

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	209	4.1
	契約	660	13.1
月1回程度	措置	303	6.0
	契約	458	9.1
年1～2回	措置	644	12.8
	契約	665	13.2
帰省なし	措置	1,067	21.2
	契約	703	13.9
在籍児数	人数	5,040	100

表32 帰省できない理由

			%
親がいない	人 数	119	6.7
	施設数	62	—
地理的条件	人 数	21	1.2
	施設数	15	—
本人の事情で帰らない	人 数	145	8.2
	施設数	52	—
家庭状況から帰せない	人 数	1,099	62.1
	施設数	132	—
その他	人 数	68	3.8
	施設数	17	—

表33 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	929	18.4
週末（隔週）ごとに家族が訪問	591	11.7
月に1回程度家族が訪問	889	17.6
年に1～2回程度家族が訪問	1,250	24.8
職員が引率して家庭で面会	91	1.8
面会の制限が必要な児童	149	3.0
無回答	1,206	23.9
計	5,040	100

## 6. 退所の状況

平成26年度の退所数〔表34〕は823人で、内訳は措置392人、契約431人であった。

年齢では18～19歳の退所が480人（58.3%）と最も多く、前回調査（51.3%）と比して7ポイント増加し、高等部卒業年と同時に退所する流れが前回調査よりも一層顕著になりつつあるといえる。次いで15～17歳が104人（12.6%）、20～29歳が90人（10.9%）となっており、満18歳以上の退所が611人（74.2%）と26年調査より3.5ポイント増加し、ここにも、将来的にも児童施設として運営していこうとする現場の取り組みが見てとれる。

措置・契約別では、契約が431人で措置392人より39人多く、前年度調査と比べ差は縮まっているものの、同様の傾向を示している。平成18年の契約制度開始時期の入所児童が引き続き退所時期を迎えたことと、平成24年度の制度改正による在所延長規定廃止の影響と推察されるが、中軽度の児童の増加も一因と考えられよう。

また、14歳以下の退所児童の人数も前回調査と大きな変化はなく、就学时、小学校卒業時、中学校卒業時が退所のポイントになっているものと思われる。

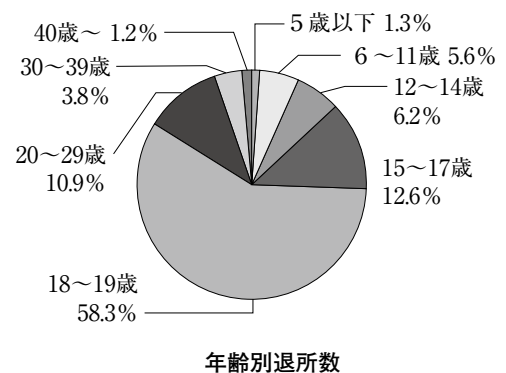




表34 平成26年度退所数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
18年度		1,150	12	101	89	158	405	288	89	8
		100	1.0	8.7	7.7	13.6	34.9	24.8	7.7	0.7
19年度		880	13	69	45	89	362	219	76	7
		100	1.5	7.8	5.1	10.1	41.1	24.9	8.6	0.8
20年度		853	7	62	55	96	377	174	80	2
		100	0.8	7.3	6.4	11.3	44.2	20.4	9.4	0.2
21年度		802	19	56	51	98	325	191	48	14
		100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度		1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度		870	8	53	59	115	446	129	40	20
		100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度	措置	392	7	31	34	62	243	15	0	0
		100	1.8	7.9	8.7	15.8	62.0	3.8	0	0
	契約	431	4	15	17	42	237	75	31	10
		100	0.9	3.5	3.9	9.7	55.0	17.4	7.2	2.3

利用料滞納のまま退所した児童〔表35〕は、前回調査より17人減り16人であったが、こうしたケースが一定の施設に集中すると運営に影響を及ぼしかねず、出身家庭の経済状況や措置への保護者の不同意などへの対応策について今後検討する必要がある。

平成26年度の年間退所人数の状況〔表36〕をみると、0人が18施設(11.1%)、1～2人が38施設(23.5%)、3～5人が38施設(23.5%)となっている。前年調査と同様、通過型施設である児童施設の退所が0というのは、前述した新規入所児童0の施設が22施設との間に相対的な関係性があると推察され、30年4月を見越した在所延長措置があることも関係しているのか、平成29年度までこの流れが続くものと思われる。一方、10人以上の退所は24施設で4施設の減で大きな変化は見られず、30年度以降の方向性を反映しているものと思われる。

表35 契約児童で利用料滞納のまま退所

	人数	%
25年度	33	3.8
26年度	16	1.9

表36 平成26年度 年間退所人数の状況

退所数	施設数	%	公立	民立
0	18	11.1	4	14
1	19	11.7	8	11
2	19	11.7	7	12
3	13	8.0	3	10
4	13	8.0	2	11
5	12	7.4	4	8
6	15	9.3	5	10
7	12	7.4	4	8
8	12	7.4	5	7
9	5	3.1	1	4
10	7	4.3	3	4
11~14	13	8.0	7	6
15~19	3	1.9	0	3
20~	1	0.6	1	0
計	162	100	54	108

## 7. 入退所の推移

〔表37〕は、ここ10ヵ年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないが、17年を除き入所数より退所数が上回り在籍数の減少傾向を示しているのは今回も同様である。更に23年度は18年度以来再び3桁の減少となったが、平成30年度に向けて、児者転換あるいは児童部門の定員減を視野に入れての動きが大きな要因と見られ、平成29年度までこうした流れが続くものと思われる。それぞれの地域における児童福祉の必要なメニューの維持という視点からも、新たに策定される障害児福祉計画の立案過程で、十分な検討が必要と思われる。

施設の在籍数の増減をみると、在籍数が減少したのが80施設で前年度調査に比べ4施設の増加、在籍数が増加したのが57施設で5施設の減となっている。全体の在籍数は減っているものの、障害児の入所ニーズに地域差があると思われ、前回調査同様、増加した57施設と増減のない25施設も含め半数以上が一定の入所ニーズを抱えているとみることができる。

表37 平成26年度の在籍数の増減（入所数－退所数）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	計
入所数	1,246	954	826	817	752	822	869	839	843	741	8,709
退所数	1,161	1,150	880	832	802	857	1,009	930	870	823	9,314
増減	85	-196	-54	-15	-50	-35	-140	-91	-27	-82	-605

### 増 減

増減	施設数	%	公立	民立
~-10	3	1.9	1	2
-9~-5	17	10.5	6	11
-4~-1	60	37.0	19	41
0	25	15.4	10	15
1~4	43	26.5	14	29
5~9	11	6.8	2	9
10~	3	1.9	2	1
計	162	100	54	108

フォローアップの状況〔表38〕は、前回調査と比べ、実施施設が11増加し、実施回数も増加している。生活環境の変化が一人ひとりの子どもに与える影響は大きく、特に人的環境の変化に対して、子どもの戸惑いや不安からくるストレスを少なくしていくために、児童施設退所後のフォローアップは大変重要なポイントであり、今後も一層充実していく必要がある。主に言語での疎通が難しい障害の重い退所児童には、退所後に新たな課題行動が出現することなども考えられ、一層丁寧な支援が望まれる。一方でフォローアップには児童施設の人的な負担も大きく、自立支援システム構築とあわせて、自立支援専門員の配置など制度的な対応も今後の大きな課題である。

表38 26年度退所者のフォローアップ

	施設数	%
実施した	101	62.3
実施していない	44	27.2
無回答	17	10.5
計	162	100

【実施した人数】

	人・回	%
フォローアップ実施人数	360	43.7
フォローアップ実施回数	619	—
退所者	823	100

## 8. 障害の状況

### (1) 重度認定の状況

平成27年度の重度加算数〔表39〕は、措置が107施設・629人（認定率26.9%）、契約が127施設・1,281人（認定率47.4%）であった。また、強度行動障害認定数〔表40〕は、措置が10施設・17人（認定率0.7%）、契約が12施設・25人（認定率0.9%）であった。強度行動障害加算は加算要件のハードルが高いことから認定数は極めて少数にとどまっている。

表39 重度認定数

	施設数	人数
27年度国重度加算数（措置）	107	629
認定率	—	26.9
27年度国重度加算数（契約）	127	1,281
認定率	—	47.4

表40 強度行動障害認定数

	施設数	人数
27年度国重度加算数（措置）	10	17
認定率	—	0.7
27年度国重度加算数（契約）	12	25
認定率	—	0.9

## (2) 重複障害の状況

重度重複加算の状況〔表41〕は、措置が17施設25人（認定率1.1%）、契約が21施設・47人（認定率1.7%）であった。

表41 重度重複加算の状況

	施設数	人数	%
26年10月1日認定数（措置）	18	50	2.0
26年10月1日認定数（契約）	33	79	2.6
27年10月1日認定数（措置）	17	25	1.1
27年10月1日認定数（契約）	21	47	1.7

（%はそれぞれの在籍数による）

## 9. 行動上の困難さの状況

療育上の困難さの状況〔表42〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、月1回の頻度で多い行動は「他傷、他害」462人（9.2%）、「器物破損等激しい破壊行為」306人（6.1%）、「自傷行為」289人（5.7%）であった。

週1回の頻度では、「強いこだわり」1,200人（23.8%）、「奇声・著しい騒がしさ」704人（14.0%）、「他傷、他害」665人（13.2%）という結果となった。いずれも昨年度調査とほぼ同様の傾向であった。

昭和50年代に顕著になった行動障害のある児童に対し、国の施策としてモデル事業的な「強度行動障害者特別処遇事業（平成4年）」が始まり、その後、強度行動障害特別処遇加算費という一般施策へ推移した。福祉型障害児入所施設として、今も行動障害に関連した入所ニーズが高い。

しかし、このアセスメント項目は強度行動障害から派生した量的、支援に要す時間的な可視化指標を応用して作られたため、反応性愛着障害等の情緒反応から行動化を起こしている困難性が混在することや、見落とされる懸念があり、今後これらも反映されるアセスメントの構築が望まれる。

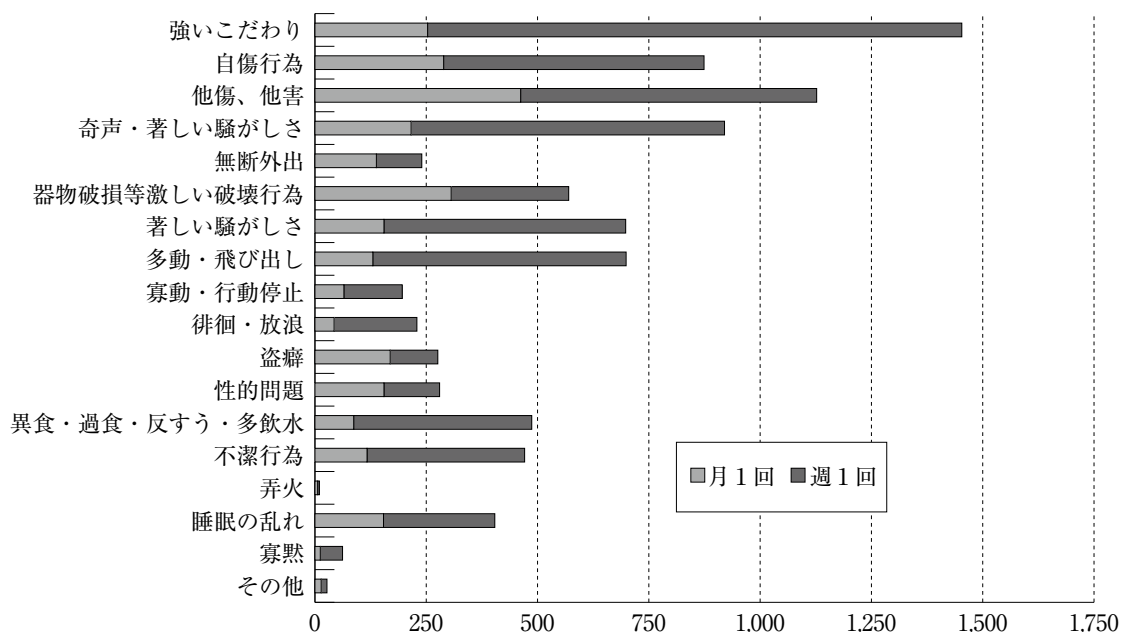


表42 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	70	253	5.0
	週1回	145	1,200	23.8
自傷行為	月1回	92	289	5.7
	週1回	132	585	11.6
他傷, 他害	月1回	94	462	9.2
	週1回	128	665	13.2
奇声・著しい騒がしさ	月1回	71	216	4.3
	週1回	130	704	14.0
無断外出	月1回	63	138	2.7
	週1回	33	102	2.0
器物破損等激しい破壊行為	月1回	96	306	6.1
	週1回	81	264	5.2
著しい騒がしさ	月1回	51	155	3.1
	週1回	101	543	10.8
多動・飛び出し行為	月1回	59	130	2.6
	週1回	117	569	11.3
寡動・行動停止	月1回	35	65	1.3
	週1回	69	131	2.6
徘徊・放浪	月1回	22	43	0.9
	週1回	56	186	3.7
盗癖	月1回	76	169	3.4
	週1回	46	107	2.1
性的問題	月1回	63	155	3.1
	週1回	52	125	2.5
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	41	87	1.7
	週1回	106	400	7.9
不潔行為(弄便・痰遊び等)	月1回	54	117	2.3
	週1回	113	354	7.0
弄火	月1回	2	6	0.1
	週1回	3	4	0.1
睡眠の乱れ	月1回	62	154	3.1
	週1回	81	250	5.0
緘黙	月1回	7	12	1.2
	週1回	31	50	1.0
その他	月1回	6	14	0.3
	週1回	7	13	0.3
在籍児数			5,040	

## 10. 医療対応の状況

### (1) 服薬の状況

服薬の状況〔表43〕について、平成17年度調査からの数値を追っていくと、抗てんかん薬の服用は同水準の推移といえるが、抗精神薬・抗不安薬、睡眠薬の服用については増加の傾向にあると捉えられる。

表43 服薬の状況

		施設数	人数	%
向精神薬	抗てんかん薬	153	1,246	24.7
	抗精神薬・抗不安薬	153	1,726	34.2
	睡眠薬	123	545	10.8
慢性疾患	心臓疾患	22	25	0.5
	腎臓疾患	15	17	0.3
	糖尿病	14	15	0.3
	喘息	71	105	2.1
	貧血	34	59	1.2
	その他	76	386	7.7

(%は在籍数による)

### (2) 受診科目別の通院の状況

受診科目別の通院の状況〔表44〕は、今年度から皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科の受診についてはその他として集約したが、昨年度の1人平均の通院回数は、皮膚科3.4回、眼科2.1回、耳鼻咽喉科3.2回で、その他に集約された数値は1人平均3.0回となっている。

新入園児童の傾向ではあるが、近年アレルギー症状のある児童は多くなっている。アナフィラキシーショックは、命にかかわることもあるという認識が一般化され、幼児期からアレルギー物質を検査している子どもも多い。食物アレルギーの症状は皮膚に花粉等のアレルギー症状は目や鼻に出やすいことを考えると、今後の通院の頻度は多くなることも予測される。そのことから皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科の受診については、継続的に推移を追っていく必要があるのではないかと。

通院の延べ回数合計を162施設の実人数5,040人で除した1人平均は10.5回となっているが、平成17年度調査からの数値を追っていく限り、概ね一人平均は12～14回の範囲で通院の実態が推移していることから大きな変化はない。

表44 受診科目別の通院の状況 (26年度実績)

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	138	3,189	63.3	15,215	110.3	4.8
小児科・内科	137	4,129	81.9	15,813	115.4	3.8
外科・整形外科	129	1,073	21.3	2,898	22.5	2.7
歯科	141	2,893	57.4	9,030	64.0	3.1
その他	130	3,318	65.8	10,098	77.7	3.0
実数	162	5,040		53,054	327.5	10.5

根本的な問題として、児童期は身体的に発育途上で急変調を起こしやすく、免疫力も低いことから医療対応の頻度が高くなることがある。大都市部と地方部、医療施設の社会資源がどんな範囲（距離的）にあるかなどの環境要因や、通院に係る人的（複数職員対応等）、時間的（移動距離、待合に係る時間等）な負担が大きく潜んでいる。福祉型障害児入所施設での通院を分類すると、何らかの不調があって診察を受ける「一般診療」、重複障害の状況にある「内部疾患（のため定期的な）診療」、児童精神科等の「精神保健上の診察」の3つに分けられる。

てんかんを含めた精神科への通院の頻度が多くなるが、障害も理解した児童精神科の専門医は、医療型障害児入所施設に付属した入院機能を持った公立病院に幼児期からかかわり、定期受診するのが一般的であるが、県下に数少なく、距離的にも遠方になる施設も多く、一日仕事となることもある。

また、平成17年度調査では通院の形態として職員の付き添いが約9割を占めている。医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に分けられたが、通院という視点からみた時、福祉型障害児入所施設の負担が大きい。学校に行っている時間帯を中抜けする断続勤務を基本にした勤務体制を取らざるを得ない施設は多いが、学校から（学校保健法により）施設に迎えの要請が入ると、中抜けの時間外での業務となり、距離的、時間的にもそのまま医療機関に円滑に移送することも難しい。下校後の緊急の通院も同様で、通常勤務配置を抜けて通院を優先せざるを得ず、通院する職員だけでなく、生活支援を支える職員も過重業務となる現実がある。看護師、嘱託医制度があるものの賄いきれず、生活支援員の通院に費やす業務量が多い。身体症状を適切に伝えるには、職員の付き添いは欠かせないが、乳児院や児童養護施設での通院回数と比較検討の上、職員配置への改善を訴えていくことも視野に入れることが望まれる。

成人施設も併設し、放課後等デイサービス、相談支援など多機能の事業を持つ法人施設は、総合施設として、診療所の機能を持つことができれば、より地域に開かれ、通院に費やす過重業務も、改善されると考える。また、入院が必要な状態と診断されても、障害を理解されずに、付き添いを条件にしても躊躇される場合もある。

### (3) 入院の状況

表45 26年度入院の状況

入院あり		%
施設数	98	60.5
人数	212	4.2
日数	8,140	
うち付添日数	358	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

#### (4) 契約制度の影響

表46 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	14	8.6
26年度延べ人数	31	0.6
27年10月1日延べ人数	28	0.6

(%はそれぞれ施設数比, 在籍数比)

表47 経済的負担を理由とした通院見合わせ（平成26年度～27年10月1日まで）

		%
ある人数	14	0.3
延べ回数	41	-

(%は在籍数による)

表48 医療費の支払いの滞納（平成27年9月末日）

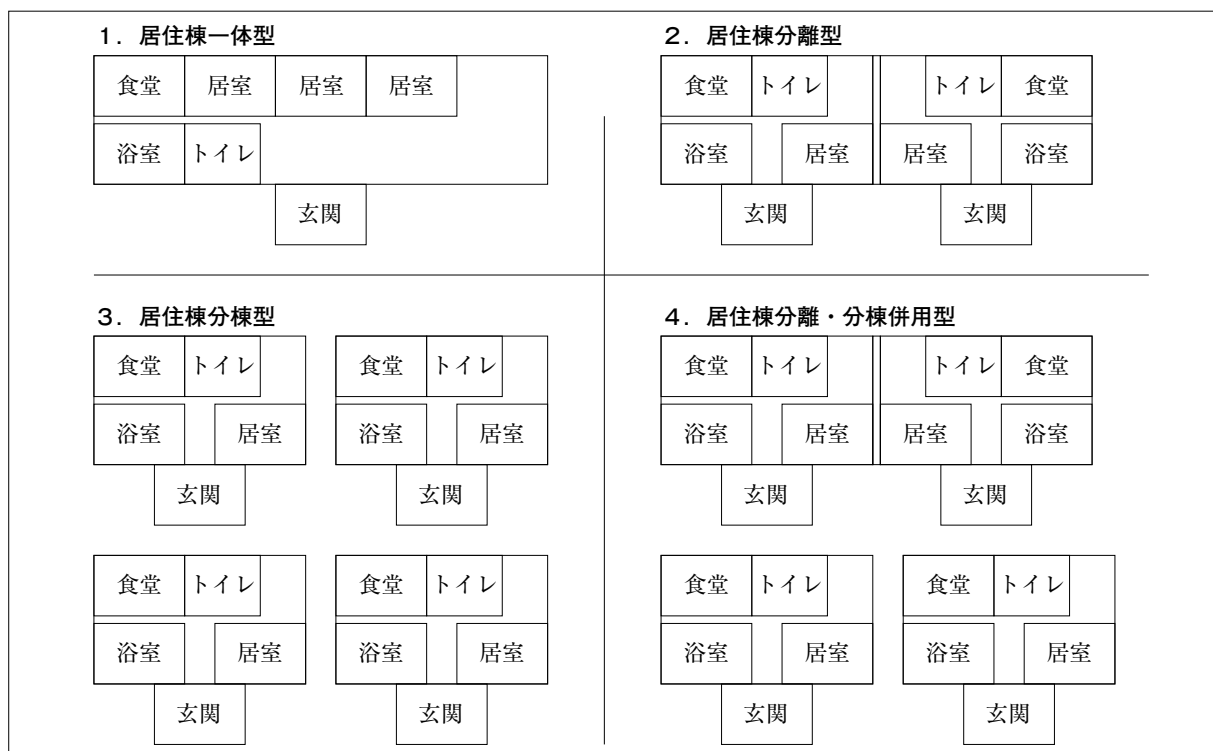
		%
ある人数	21	0.4
延べ金額（円）	230,062	-

(%は在籍数による)



### Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

#### 1. 施設建物の形態

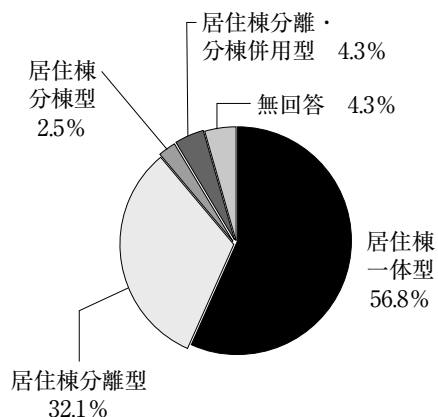


#### 形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表49〕は、生活環境の質の高さを検討するために、上記のとおり5つの居住棟の形態に分類し、調査をしたものである。

居住棟一体型が92施設（56.8%）と最も多く、前回調査より分離型が53施設から52施設（32.1%）に、分棟型は6施設から4施設（2.5%）に、分離・分棟併用型は9施設から7施設（4.3%）へとやや減少している。敷地外に生活の場を設けているのは0施設となっている。数値の変動はあるものの、ここ数年の動向を見ると、全体として施設形態の小規模化が少しずつではあるが進んでいる。



施設整備は金銭面等で難しいこともあるが、生活の場は小規模であることが適切と考えられるため、今後さらに生活環境の整備が進むことが望まれる。

表49 施設の形態

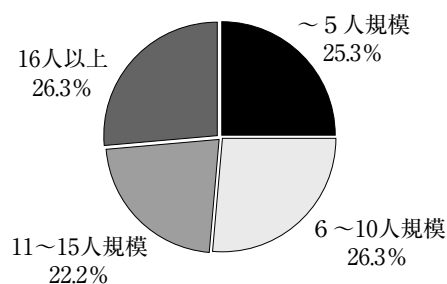
	施設数	%
居住棟一体型	92	56.8
居住棟分離型	52	32.1
居住棟分棟型	4	2.5
居住棟分離・分棟併用型	7	4.3
敷地外に生活の場を設けている	0	0
無回答	7	4.3
計	162	100

## 2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

### (1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表50〕について、規模別施設数で最も多かったのは、16人以上が62施設・104単位となっており、11～15人が44施設・88単位、6～10人が43施設・104単位、5人以下が21施設・100単位となっている。前回調査より16人以上、11～15人規模の生活単位が減少し、5人以下の生活単位が増加しており、生活単位の小規模化が進んでいる。



生活単位規模別の状況

平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は19施設（11.7%）〔表62〕で、加算受給施設は前回の18施設（10.8%）から若干増えている。

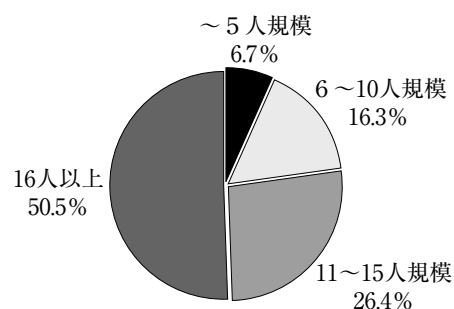
表50 生活単位の設置数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
計	100	104	88	104	396
%	25.3	26.3	22.2	26.3	100
公立	43	20	21	54	138
民立	57	84	67	50	258
施設数	21	39	46	56	162
施設平均	4.8	2.6	1.9	1.8	2.4

## (2) 専任スタッフ数

前項の生活単位における専任スタッフ数〔表51〕は、396単位に対して1,823人配置され、1単位平均4.6人となっている。

規模別の専任スタッフ数は、前項で示した11～15人規模と16人以上の生活単位の減少により、前回調査よりも減少している。



規模別の専任職員の状況

表51 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
計(人)	122	298	482	921	1,823
単位平均(人)	1.2	2.9	5.5	8.9	4.6
公立	64	69	224	556	913
民立	58	229	258	365	910
施設数	21	39	46	56	162
平均(人)	5.8	7.6	10.5	16.4	11.3

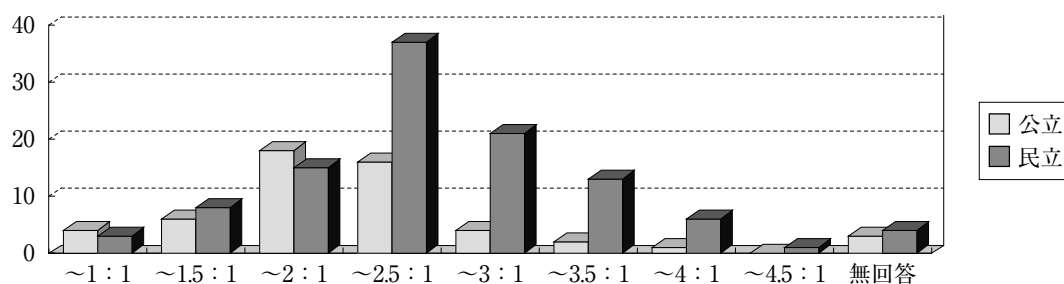
## (3) 児童と直接支援職員の比率

〔表52〕は児童定員と直接支援職員数の比率である。定員比では、職員1人に対し児童2～2.5人以下が53施設(32.7%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の合計が132施設(81.5%)となっており、昨年とほぼ横ばいである。

設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立48施設(88.9%)、民立84施設(77.8%)となっており、公民格差が依然として見られる。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表53〕では職員1人に対して児童1.5～2人が43施設(26.5%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設が合計148施設(91.4%)となっている。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計50施設(92.6%)、民立では合計98施設(90.7%)となっている。

なお、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が86施設(53.1%)あり、昨年の83施設(49.7%)に比べ、少し増加している。



定員：直接支援職員の比率

表52 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	7	14	33	53	25	15	7	1	7	162
%	4.3	8.6	20.4	32.7	15.4	9.3	4.3	0.6	4.3	100
公立	4	6	18	16	4	2	1	0	3	54
%	7.4	11.1	33.3	29.6	7.4	3.7	1.9	0	5.6	100
民立	3	8	15	37	21	13	6	1	4	108
%	2.8	7.4	13.9	34.3	19.4	12.0	5.6	0.9	3.7	100

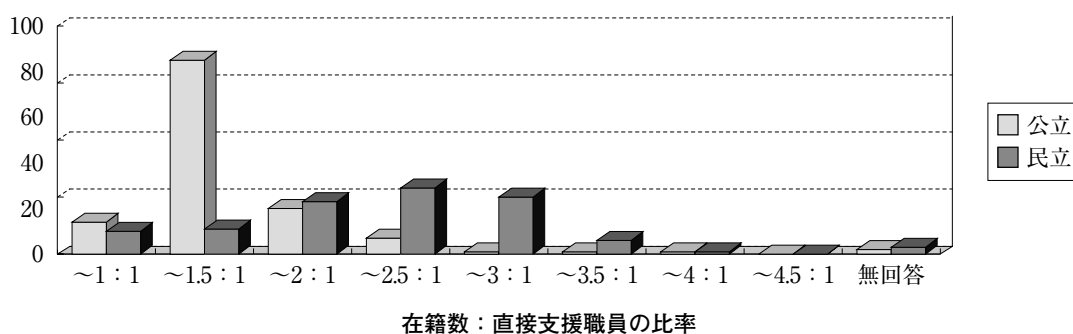


表53 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	24	19	43	36	26	7	2	0	5	162
%	14.8	11.7	26.5	22.2	16.0	4.3	1.2	0	3.1	100
公立	14	8	20	7	1	1	1	0	2	54
%	25.9	14.8	37.0	13.0	1.9	1.9	1.9	0	3.7	100
民立	10	11	23	29	25	6	1	0	3	108
%	9.3	10.2	21.3	26.9	23.1	5.6	0.9	0	2.8	100

### 3. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され継続している自活訓練事業(及び準じた取り組み)の実施状況〔表54〕は、23施設(14.2%)で取り組まれており、設置主体別では公立が9施設(16.7%)、民立が14施設(13.0%)となっている。公立は前回の5施設から9施設に増加し、民立は19施設から14施設へと若干減少している。

自活訓練事業の実施を今後検討するとした施設は、公立は前回の6施設から15施設に増加し、民立は33施設から30施設と横ばい状況である。児童施設において、本事業の定着が徐々にではあるが図られつつある。

表54 自活訓練事業の実施

	計	%	
実施施設数	23	14.2	
公 立	実施している	9	16.7
	加算（措置）人	25	-
	加算（契約）人	23	-
	対象外独自加算	11	-
	今後検討する	15	27.8
	不明・無回答	30	55.6
	計	54	100
民 立	実施している	14	13.0
	加算（措置）人	10	-
	加算（契約）人	3	-
	対象外独自加算	7	-
	今後検討する	30	29.2
	不明・無回答	64	59.3
	計	108	100

## IV 地域生活・在宅サービスの状況

### 1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業を実施している施設〔表55〕は28施設、法人内の他施設が実施しているが23施設、合わせて51施設（31.5%）となり、前年調査（49施設・29.3%）より微増となっている。

事業内容〔表56〕では、訪問療育等指導事業（前年より2,011件減）、施設支援事業（前年より669件減）が減少しており、外来療育等相談事業は583件増加している。

表55 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	28	17.3
法人内の他施設が実施している	23	14.2
実施していない	111	68.5
計	162	100

表56 実施件数

	件数
①訪問療育等指導事業	4,112
②外来療育等相談事業	4,469
③施設支援事業	1,349
保育所	639
学 校	434
作業所	29
その他	247

### 2. 短期入所事業の実施状況

#### (1) 短期入所事業の実施状況

短期入所事業の定員、居室数は昨年度に比べて減少しているが、事業の実施率は昨年度までとほぼ同じであるため、障害児入所施設の数の減少によるものと思われる。主たる利用者も障害児と知的障害者で大半を占めており、昨年度までと大きな変化は見られない。

表57 短期入所事業の実施

	施設数	%
事業所指定を受けている	145	89.5
指定を受けていない	7	4.3
無回答	10	6.2
計	162	100

表57-2 短期入所事業定員・居室数

		計
空床型	施設数	63
空床型+併設型	施設数	17
併設型専用居室	施設数	63
	定員	399
単独事業所	施設数	2
	定員	9

表57-3 短期入所事業実施の場合の主たる対象者

	施設数	%
障害児	80	55.1
知的障害者	56	38.6
身体障害者	4	2.8
精神障害者	0	0
無回答	5	3.4
実施施設数	145	100

## (2) 利用状況 ー平成25年度および26年度の利用状況ー

短期入所の利用は、実人数で18.1%、利用契約者数で11.1%の減少であったが、逆に延べ件数は23.6%、延べ日数は4.5%の増となっている。1人当たりの利用件数は6.3件、利用日数は15.7日であった。

表58 短期入所の利用実績状況

	25年度	26年度	前年比
実人員(人)	6,284	5,146	-1,138
延べ件数(件)	22,719	28,092	5,373
延べ日数(日)	66,959	69,976	3,017
利用契約人数	5,014	4,459	-555

## 3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業を実施している施設は前年の134施設から130施設とやや減少している。要因として、入所施設自体の数の減少とともに、増加している放課後等デイサービス事業所に利用者が移行していることが考えられる。

表59 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	130	80.2
実施していない	28	17.3
無回答	4	2.5
計	162	100
実施市区町村数		494

#### 4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施については前年度とほぼ変わらない状況であるが、受け入れ状況では、学校教員・教職員免許の体験実習が前年調査1,385人から385人と大幅に減少している。

なお民間作業ボランティア（前年9,182人）、単位実習〔保育士〕（前年3,344人）については増加している。

表60 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
実施している		154	95.1
実施していない		8	4.9
計		162	100
公立	実施している	52	96.3
	実施していない	2	3.7
	計	54	100
私立	実施している	102	94.4
	実施していない	6	5.6
	計	108	100

#### 【事業内容と受け入れ状況】

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	65	1,782	21	688	44	1,094
民間作業ボランティア	83	9,947	31	4,559	52	5,388
学校教員・教職免許の体験実習	56	385	19	187	37	198
単位実習〔保育士〕	148	3,729	51	1,297	97	2,432
単位実習〔社会福祉士・主事〕	44	359	16	33	28	326
施設職員の現任訓練	17	116	7	58	10	58
その他	43	1,979	17	510	26	1,469



## 5. 在宅支援サービスの実施状況

制度外の在宅支援サービスの実施状況については、通院等に対する職員派遣が増加、地域住民の子育てに対する職員派遣が若干減少しているが、その他は前年とほぼ同様の傾向であった。

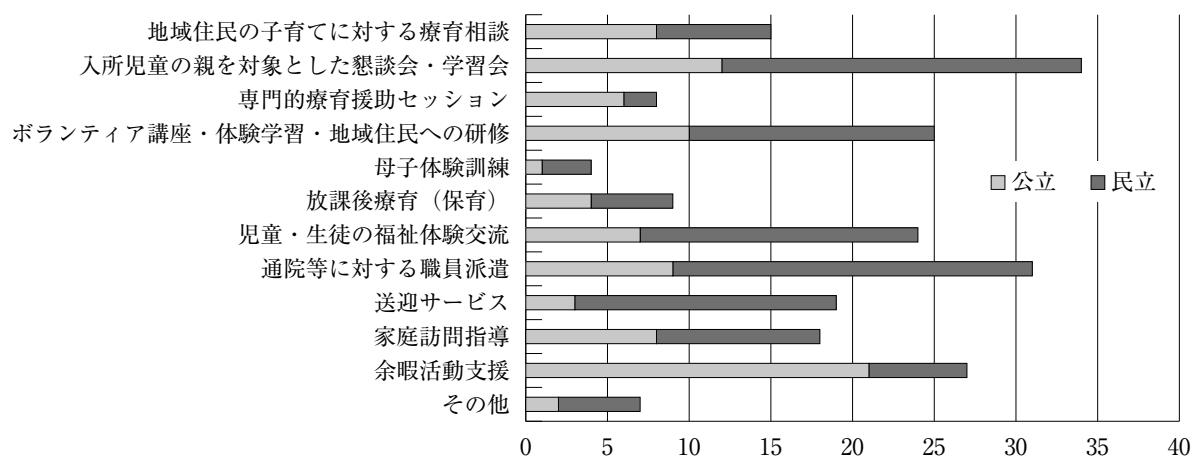


表61 在宅支援サービスの実施状況

サービス内容	施設数	%	公立	私立
地域住民の子育てに対する療育相談	15	9.3	8	7
入所児童の親を対象とした懇談会・学習会	34	21.0	12	22
専門的療育援助セッション	8	4.9	6	2
ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修	25	15.4	10	15
母子体験訓練	4	2.5	1	3
放課後療育（保育）	9	5.6	4	5
児童・生徒の福祉体験交流	24	14.8	7	17
通院等に対する職員派遣	31	19.1	9	22
送迎サービス	19	11.7	3	16
家庭訪問指導	18	11.1	8	10
余暇活動支援	27	16.7	21	6
その他	7	4.3	2	5

## V 施設運営・経営の課題

### 1. 施設の運営費について

#### (1) 加算の認定状況

平成27年度の加算取得状況〔表62〕は、児童発達支援管理責任者配置加算が142施設（87.7％）で最も多く、栄養士配置加算が105施設（64.8％）、看護師配置加算が78施設（48.1％）、心理担当職員配置加算が34施設（21.0％）、栄養マネジメント加算が29施設（17.9％）であった。これを26年度と比較すると、看護師配置加算が80施設から78施設に、心理担当職員配置加算が36施設から34施設に、栄養士配置加算が114施設から105施設に、栄養マネジメント加算は、39施設から29施設になるなど、加算全般的に減少がみられる。

児童発達支援管理責任者配置加算は、141施設（84.4％）から142施設（87.7％）、小規模グループケア加算は18施設（10.8％）から19施設（11.7％）にわずかに増加している。

表62 平成27年度の加算取得状況

	施設数	%
1. 児童発達支援管理責任者配置加算	142	87.7
2. 職業指導員加算	59	36.4
3. 重度障害児支援加算	120	74.1
4. 重度重複障害児加算	35	21.6
5. 強度行動障害児特別加算	10	6.2
6. 幼児加算	5	3.1
7. 心理担当職員配置加算	34	21.0
8. 看護師配置加算	78	48.1
9. 入院・外泊時加算	122	75.3
10. 自活訓練加算	13	8.0
11. 入院時特別支援加算	11	6.8
12. 福祉専門職員配置等加算	138	85.2
13. 地域移行加算	8	4.9
14. 栄養士配置加算	105	64.8
15. 栄養ケアマネジメント加算	29	17.9
16. 小規模グループケア加算	19	11.7
17. 福祉・介護職員処遇改善加算	105	64.8
18. 福祉・介護職員処遇改善特別加算	7	4.3
施設実数	162	100

#### (2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表63〕における人件費等の事務費の補助は、「ある」が41施設（25.3％）、「ない」が107施設（66.0％）と、昨年調査と比べると「ある」が5施設減少し、「ない」が7施設増加している。

また事業費に対する加算措置〔表64〕は、「ある」が43施設（26.5％）、「ない」が103施設（63.6％）と、昨年調査と比べると、「ある」が1施設減少、「ない」が2施設増加している。

表63 自治体の加算措置（職員配置等の事務費の補助）

	施設数	%
ある	41	25.3
ない	107	66.0
不明・無回答	14	8.6
計	162	100

表64 自治体の加算措置 一事業費に対する加算措置一

	施設数	%
ある	43	26.5
ない	103	63.6
不明・無回答	16	9.9
計	162	100

## 2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の計画について

### (1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により、従来あった在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のため障害者支援施設の指定〔表65〕の有無を調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が103施設（26年度113施設）と減少し、「受けていない」が48施設（26年度42施設）と増加している。

表65 障害者支援施設の指定について

				%
受けている	103	公立	33	63.6
		民立	70	
受けていない	48	公立	16	29.6
		民立	32	
無回答	11	公立	5	6.8
		民立	6	
計	162			100

### (2) 今後の方針

改正児童福祉法の在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。

今後の方針〔表66〕では、「児童施設として維持する」が106施設（63.5%）から101施設（62.3%）に減少し、「障害者支援施設を併設する」が29施設（17.4%）から37施設（22.8%）に増加、「障害者支援施設に転換する」が14施設（8.4%）から12施設（7.4%）に減少し、児童施設として維持する方針に若干減少がみられ、障害者支援施設を併設する方針に増加傾向がみられた。

表66 今後の対応の方針

				%
児童施設として維持する	101	公立	34	62.3
		民立	67	
障害者支援施設を併設する	37	公立	13	22.8
		民立	24	
障害者支援施設に転換する	12	公立	2	7.4
		民立	10	
無回答	12	公立	5	7.4
		民立	7	
計	162			100

### (3) 児童施設の定員について

児童施設としての定員維持の方向性〔表67〕については、「児童施設の定員の変更なし」の施設は、102施設（63.0%）、「児童の定員を削減する」施設は、32施設（19.8%）となっており、削減予定数については506人となっている。在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行、施設基準（居室面積等）の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示している。

表67 児童施設としての定員維持の方向性について

				%
児童の定員に変更なし	102	公立	31	63.0
		民立	71	
児童の定員を削減する	32	公立	10	19.8
		民立	22	
削減数（人）	506	公立	221	
		民立	285	
無回答	28	公立	13	17.3
		民立	15	
計	162	-	-	100

### (4) 障害種別の一元化に向けた対応について

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造についてみると、身体障害の車椅子対応〔表68〕については、現状で受け入れが可能な施設が33施設（19.8%）から39施設（24.1%）に増加している。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表69〕については、現状で受け入れ可能とする施設が12施設（7.2%）から16施設（9.9%）に増加している一方で、受け入れ困難な施設も94施設（56.3%）から97施設（59.9%）に増加している。

調査毎に現状で可能と回答した施設が増加しているが、未だ障害種別の一元化に向けては、大半の施設において改築等の課題があることがうかがえる。

表68 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	私立
現状で可能	39	24.1	8	31
改築等が必要	49	30.2	22	27
受け入れ困難	62	38.3	19	43
無回答	12	7.4	5	7
計	162	100	54	108

表69 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	私立
現状で可能	16	9.9	3	13
改築等が必要	36	22.2	13	23
受け入れ困難	97	59.9	33	64
無回答	13	8.0	5	8
計	162	100	54	108

### 3. 在所延長している児童の見通し

満18歳以上の在籍児童の今後の退所先の進路に関する見通し〔表70〕は、施設入所支援対象が101施設（60.5%）・852人から99施設（61.1%）・752人に減少し、うち移行可能の人数は100人（5.5%）となっている。グループホーム対象は、48施設（28.7%）・125人から42施設（25.9%）・100人に減少、家庭引取りにおいても人数の減少がみられている。

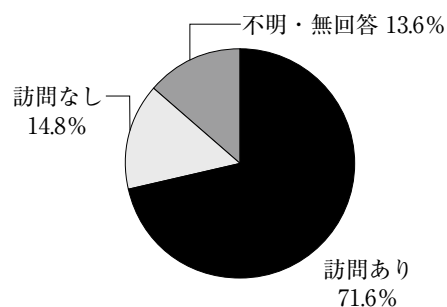
表70 在所延長している児童の今後の見通しとその人数

			%	公立	私立
家庭引取り	施設数	9	5.6	5	4
	人数	23	1.5	8	17
施設入所支援対象	施設数	99	61.1	33	66
	人数	752	49.8	269	483
	うち移行可能人数	100	5.5	46	63
グループホーム対象	施設数	42	25.9	14	28
	人数	100	6.6	27	73
	うち移行可能人数	25	1.4	11	14
単身生活	施設数	2	1.2	1	1
	人数	2	0.1	1	1

## 4. 児童相談所との関係

### (1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表71〕については、「平成26年度に訪問があった」のは116施設（71.6％）で、「訪問がない」が24施設（14.8％）となっている。訪問にくる児童相談所のか所数〔表71-2〕としては、概ね1か所から4か所となっている。訪問回数〔表71-3〕は、年1～2回と8回以上の施設が多く、児童相談所の取り組みに温度差があることがうかがえる。



児童福祉司の訪問の状況

表71 措置後の児童福祉司等の訪問

	施設数	%
平成26年度に訪問があった	116	71.6
訪問はない	24	14.8
不明・無回答	22	13.6
計	162	100

表71-2 26年度訪問箇所数（児童相談所数）

	施設数	%
1か所	22	19.0
2か所	31	26.7
3か所	23	19.8
4か所	16	13.8
5か所	4	3.4
6か所	3	2.6
7か所	2	1.7
8か所	2	1.7
9か所	5	4.3
不明・無回答	8	6.9
訪問があった施設実数	116	100

表71-3 26年度訪問回数

	施設数	%
1回	13	11.2
2回	11	9.5
3回	7	6.0
4回	6	5.2
5回	5	4.3
6回	4	3.4
7回	3	2.6
8回以上	35	30.2
不明・無回答	32	27.6
訪問があった施設実数	116	100

## (2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表72〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている」51施設（31.5%）、  
「定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている」16施設（9.9%）となっている。

契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできない。

表72 児童相談所との連携

（重複計上）

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている	51	31.5
定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている	16	9.9
不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている	68	42.0
特に行っていない	28	17.3
不明・無回答	11	6.8
施設実数	162	100

## (3) 措置延期の対応状況

措置児童の18歳以降の対応については（表73）、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が7施設（4.3%）、「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が49施設（30.2%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が89施設（54.9%）、「20歳以降も事情により措置延長が認められる」が13施設（8.0%）となっている。

措置児童については、少なくとも高校（高等部）卒業まで、事情によってはそれ以降の在所が可能となっているが、18歳到達日以降の在所が不可能な施設については、就学継続のための対策が十分にとられているのか、今後の調査が必要であろう。

表73 措置児童の18歳以降の対応

	施設数	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	7	4.3
高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない	49	30.2
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる	89	54.9
20歳以降も事情により措置延長が認められる	13	8.0
不明・無回答	10	6.2
施設実数	162	100

## 5. 契約での利用に対する対応

### (1) 支給期間の延長

契約児童の18歳以降の対応については（表74）、「18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない」が16施設（9.9%）、「高校（高等部）卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない」が72施設（44.4%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる」が38施設（23.5%）、「20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる」が25施設（15.4%）となっている。

措置児童と比較し、「支給期間の延長が認められない」施設の割合が多く、契約児童についても高校卒業後の進路について今後調査が必要であろう。

表74 契約児童の18歳以降の対応

	施設数	%
18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない	16	9.9
高校（高等部）卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない	72	44.4
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる	38	23.5
20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる	25	15.4
不明・無回答	11	6.8
施設実数	162	100

### (2) 利用者負担金の未収状況

利用者負担の未収状況〔表75〕では、26年度の未収が53施設610人（うち25年度未収人数は193人）となっている。前年度調査では、62施設735人（うち24年度未収人数は368人）であり、相変わらず未収の人数が多いことが分かる。この状況は、施設だけの問題では済まされないため、何らかの対応を要望する必要があるだろう。

表75 利用者負担の未収状況

	計
26年度未収人数	610
施設数	53
26年度未収額	42,939
うち25年度未収人数	193
施設数	43
うち25年度未就額	33,631

（未収額：単位千円）



## 6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表76〕をみると、26年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が77施設（47.5%）、総件数は272件、1施設平均3.5件であった。これを件数別にみると、1～4件が60施設（37.0%）、5件～9件が10施設（6.2%）、10件以上は7施設（4.3%）であった。

苦情の内容〔表76-2〕は、「生活支援に関すること」が56施設・154件・1施設平均2.8件、「施設運営に関すること」が16施設・26件、「その他」が31施設・92件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。苦情受付総数は前回の302件から272件に減少しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないために、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

第三者委員等との相談頻度〔表76-3〕は、153施設からの回答があった。最も多い頻度は「年に1回」71施設（43.8%）、次いで「学期に1回」24施設（14.8%）で、「月1回」は11施設（6.8%）で前回とほぼ同様となっており、日常的な活動というより形式的なレベルに止まっている状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は47施設（29.0%）で前回とほぼ同数となっている。今後、第三者委員の活動を形式的なものにせず、福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

なお施設評価は、客観的で公正な立場で行われる必要があるため、専門的な外部機関による第三者評価が必要である。第三者評価認証機関による第三者評価の実施状況〔表76-4〕は、実施した施設が35施設（21.6%）、今後予定している施設が20施設（12.3%）と、評価受審に対する意識はまだまだ低いといえよう。

表76 苦情受付件数

	施設数	%
0件	68	42.0
1～4件	60	37.0
5～9件	10	6.2
10件～	7	4.3
無回答	17	10.5
計	162	100

表76-2 苦情の内容

（重複計上）

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	16	20.8	26
生活支援に関すること	56	72.7	154
その他	31	40.3	92
苦情のあった施設数	77	100	272

表76-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	11	6.8
学期に1回	24	14.8
年に1回	71	43.8
相談の機会はない	47	29.0
無回答	9	5.6
計	162	100

表76-4 第三者認証機関による第三者評価の実施

	施設数	%
実施した	35	21.6
していない	103	63.6
今後予定する	20	12.3
無回答	4	2.5
計	162	100

# 平成27年度 全国障害児入所施設実態調査票

(平成27年10月1日現在)

日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会

※平成27年10月1日現在で記入してください。  
 ※設問によっては、平成26年度 H26.4.1～H27.3.31 でご回答ください。  
 ※該当する番号及び符号を○印で囲み、空欄部分をご記入ください。

記入者 氏名		職名	
-----------	--	----	--

## I 施設の状況

① 施設名				TEL						
② 所在地	都道府県名	市区町村区分	政令市・中核市・区市・町・村							
③ 設置・経営主体 ※	1. 公立公営 (ア.直営 イ.事業団 ウ.事務組合) 2. 公立民営 3. 民立民営									
④ 設置年月日	明治・大正・昭和・平成 ( )年 [西暦 ( )年] ( )月 ( )日									
⑤ 主たる種別	1. 知的障害児 2. 自閉症児 3. 盲児 4. ろうあ児 5. 肢体不自由児 6. 特定せず									
⑥ 定員	名	⑦ 現員	名	内 訳	措置	名	契約	名	うち経過的障害者 施設支給決定者	名
⑧ 26年度在籍数内訳	平成26年度1年間の総在籍数 4月～3月までの各月1日在籍の総数 _____名 平成26年度年間在籍率 _____% (小数点第2位四捨五入)									
⑨ 経過的障害者支援施設	1. 指定を受けている 2. 指定を受けていない									
⑩ 在籍児の出身エリア	(1) 都道府県の数 ( ) 都道府県				(2) 区市町村の数 ( ) ヶ所					
	(3) 措置・契約支給決定している児童相談所の数 ( ) ヶ所									

※ ③の公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。

## II 在籍児の状況

(1) 年齢別在籍児・者数（年齢は平成27年4月2日現在で記入願います。）※年齢別の人数をご記入ください。

(人)

年齢		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計 (①)
現在員	男					
	女					
	計					
うち措置児						

(人)

年齢		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計 (②)	合計 (①+②)
現在員	男						
	女						
	計						
うち措置児・者							

平均年齢 男 \_\_\_\_\_ 歳 女 \_\_\_\_\_ 歳 全体 \_\_\_\_\_ 歳

（「平均年齢」は、小数点第2位を四捨五入してください。例：18.6歳）

(2) 在籍児（措置・契約）の入所時の状況

① 入所時の年齢（平成27年10月1日現在の在籍児）

(人)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男																		
女																		
計																		

(3) 平成26年度（H26.4.1～H27.3.31）の新規入所児童の状況

① 年齢別（年齢は入所時の年齢）

(人)

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	計
措置					
契約					

② 平成26年度に入所した児童の入所前の主たる生活の場

(人)

家庭		乳児院		病院等医療機関	
他の障害児入所施設		児童自立支援施設		その他	
児童養護施設		学校寄宿舎		計	

(4) 入所理由（平成27年10月1日現在の在籍児）

- ※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上してください。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほか家族との面談等により判断して主たる要因とそれに付随する要因に分けて記入してください。
- ※2. 26年度入所児の欄は、平成26年度（H26.4.1～H27.3.31）に新規入所してきた人についてのみ記入ください。

(人)

内 容		在籍児・者全員について				うち26年度入所児について			
		主たる要因		付随する要因		主たる要因		付随する要因	
		措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
家庭の状況等	親の離婚・死別								
	家庭の経済的理由								
	保護者の疾病・出産等								
	保護者の養育力不足								
	虐待・養育放棄								
	きょうだい等家族関係								
	住宅事情・地域でのトラブル								
その他									
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立								
	医療的ケア								
	行動上の課題改善								
	学校での不適応・不登校								
	学校就学・通学のため								
	その他								

(5) 虐待による入所児の状況

- ① 平成26年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）

(人)

	被虐待児	うち児相から認定
男		
女		
計		

- ② 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース \_\_\_\_\_ 人

- ③ 虐待の内容（※複数回答可）

(人)

		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
平成26年度入所	男					
	女					
計						

- ④ 平成27年10月1日現在 被虐待加算を受けている人数 \_\_\_\_\_ 人

また、上記のほか被虐待加算を受けたことがある児童の人数 \_\_\_\_\_ 人

(6) 在籍児の就学・就園の状況（平成27年10月1日現在）

①就学前児童の状況

活動形態	人数
幼稚園への通園	
保育所に通所	
児童発達支援事業等療育機関	
園内訓練	
その他	
計	

②義務教育年齢の児童の状況

就学形態	人数
訪問教育	
施設内分校・分教室	
特別支援学校小・中学部	
小中学校の特別支援学級	
小中学校の普通学級	
計	

③義務教育終了後の児童の状況

就学・活動形態	人数
訪問教育	
施設内分校・分教室	
特別支援学校高等部	
高等特別支援学校	
特別支援学校専攻科	
一般高校	
計	

④就学学年（平成27年10月1日現在）

(人)

小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計

(7) 家庭の状況（平成27年10月1日在籍児童）

※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家庭の状況	人数	その内措置人数
両親世帯		
母子世帯		
父子世帯		
兄弟のみ世帯		
祖父母・親戚が保護者として対応の世帯		
その他		
計		
兄弟姉妹で入所	世帯 人	世帯 人

(8) 帰省について（平成26年度実績）

(人)

	週末(隔週)ごとに帰省	月に1回程度	年に1~2回程度	帰省なし
措置				
契約				

⇒SQ 帰省なしの児童が帰省できない理由（主な理由）

1. 家族がいない \_\_\_\_\_人    2. 地理的条件で困難 \_\_\_\_\_人    3. 本人の事情で帰らない \_\_\_\_\_人  
 4. 家庭状況から帰せない \_\_\_\_\_人    5. その他（理由 \_\_\_\_\_人

(9) 面会等 訪問の状況 (平成 26 年度実績) (人)

家族の訪問なし	
週末 (隔週) ごとに家族が訪問	
月に 1 回程度家族が訪問	
年に 1~2 回程度家族が訪問	
職員が引率して家庭で面会	
面会の制限が必要な児童	
計	

(10) 退所児・者の状況

①平成 26 年度の退所児・者数

(人)

	5 歳以下	6~11 歳	12~14 歳	15~17 歳	18~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40 歳以上	計
措置									
契約									

②契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 平成 26 年度 \_\_\_\_\_ 人

③平成 26 年度に退所した児童のフォローアップ 1. 実施した \_\_\_\_\_ 人 \_\_\_\_\_ 回 2. 実施していない  
※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む

(11) 障害の状況

① 平成 27 年度(10 月 1 日現在) 重度加算認定数 措置費\_\_\_\_\_人 施設給付費 (契約) \_\_\_\_\_人

② 強度行動障害加算認定数 平成 27 年度(10 月 1 日現在) 措置\_\_\_\_\_人 契約\_\_\_\_\_人

③ 重度重複障害加算認定数 (平成 27 年 10 月 1 日現在) 措置\_\_\_\_\_人 契約\_\_\_\_\_人

④ 行動上の困難さの状況 (平成 27 年 10 月 1 日現在 ※複数回答可)

(人)

行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上	行動特性	月 1 回程度	週 1 回以上
強いこだわり			徘徊・放浪		
自傷行為			盗癖		
他傷、他害			性的問題		
奇声・著しい騒がしさ			異食・過食・反すう・多飲水		
無断外出			不潔行為 (弄便・唾遊び等)		
器物破損等激しい破壊行為			弄火		
著しい騒がしさ			睡眠の乱れ		
多動・飛び出し行為			緘黙		
寡動・行動停止			その他		

(12) 服薬の状況 (平成27年10月1日現在で服薬している数: 重複回答可)

① 服薬の内容

		人数		
向精神薬	抗てんかん薬			
	抗精神薬・抗不安薬			
	睡眠導入薬			
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	心臓疾患		喘息	
	腎臓疾患		貧血	
	糖尿病		その他	

② 受診形態と受診科目の状況 (平成26年度実績) ※受診科目は平成26年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	回
2. 小児科・内科	人	回
3. 外科・整形外科	人	回
4. 歯科	人	回
5. その他	人	回
合計	人	回

(13) 入院の状況

① 平成26年度の入院

1. 入院あり ( \_\_\_\_\_人 延べ日数 \_\_\_\_\_日 (うち付添日数 \_\_\_\_\_日) 2. ない

② 健康保険の資格停止・無保険 (契約児)

1. いる (平成26年度延べ \_\_\_\_\_人 平成27年10月1日 \_\_\_\_\_人) 2. ない

③ 経済的負担で通院を見合わせた事例 (平成25年度～現在まで)

1. ある ( \_\_\_\_\_人 延べ \_\_\_\_\_回) 2. ない

④ 医療費の支払いの滞納事例 (平成27年9月末現在)

1. いる ( \_\_\_\_\_人 延べ \_\_\_\_\_円) 2. ない

### III 生活環境・暮らしの状況

(1) 施設建物の形態について (該当する番号に○)

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とします。

1. 居住棟一体型 (多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含まれます)
2. 居住棟分離型 (構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造)
3. 居住棟分棟型 (生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造)
4. 居住棟分離・分棟併用型 (敷地内に上記2, 3を合わせて設けている構造)
5. 敷地外に生活の場を設けている (自活訓練も含む)  
⇒SQ ( \_\_\_\_\_ ) 箇所、その場合、食事は( 1. 本体施設から配食、 2. 自前調理、 3. 配食+自前調理 )



(2) 居住スペースと生活援助スタッフの構成について

生活単位の規模別の状況を下表にご記入ください。なお、上記設問(1) 施設建物の形態について「1. 居住棟一体型」を選択された施設は、独立した援助(活動)単位を生活単位に置き換えてご回答ください。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	15人以上
①生活単位の設置数				
②その専任スタッフ数(人)				

※ 専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を記入する

(3) 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(27年10月1日現在)

1. 実施している → 自活訓練加算対象 措置 \_\_\_\_\_人 契約 \_\_\_\_\_人 加算対象外(独自の事業) \_\_\_\_\_人
2. 今後実施する予定

#### IV 地域生活・在宅支援サービスの状況

(1) 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等

1. 実施している
2. 法人内の他施設が実施している
3. 実施していない

⇒SQ 実施している場合、事業内容別に平成26年度の実施件数等

(件)

事業内容	26年度の件数
① 訪問療育等指導事業	
② 外来療育等相談事業	
③ 施設支援事業	保育所・幼稚園
	学校
	作業所
	その他

(2) 短期入所事業の実施状況

① 短期入所事業の指定

1. 障害者総合支援法の事業所指定を受けている

⇒SQ1 指定の形態 (a. 空床型 b. 併設型 専用居室 \_\_\_\_\_名 c. 単独型 \_\_\_\_\_名)

⇒SQ2 主たる対象者 (a. 障害児 b. 知的障害者 c. 身体障害者 d. 精神障害者)

⇒SQ3 短期入所事業への障害児の受入れ実績(実施している事業所のみ)

	実人員(人)	延べ件数(件)	延べ日数(日)
平成26年4月～27年3月			

⇒SQ4 短期入所の利用契約を結んでいる人数 \_\_\_\_\_人

2. 指定を受けていない

(3) 日中一時支援事業の実施

1. 実施している → 実施の市区町村数 \_\_\_\_\_
2. 実施していない

⇒SQ 日中一時支援事業の実績(実施している事業所のみ)

(人)

	実人員	延べ人数
平成26年4月～27年3月		



(2) 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画について

- ① 障害者支援施設の経過措置の指定      1. 受けている                      2. 受けていない
- ② 今後の対応の方針                      1. 児童施設として維持              2. 障害者支援施設を併設              3. 障害者支援施設に転換
- ③ 児童施設の定員                      1. 現行定員を維持する              2. 定員を削減する ⇒削減数 \_\_\_\_\_人
- ④ 障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造
1. 身体障害の車椅子対応      ⇒ a. 現状で可能              b. 改築等が必要              c. 受入れ困難
2. 盲・ろうあ児の受入れ      ⇒ a. 現状で可能              b. 改築等が必要              c. 受入れ困難

(3) 在所延長している児童の見通しについて(本人の能力等からみて)

1. 家庭引き取り                      \_\_\_\_\_ 人
2. 障害者支援施設の対象              \_\_\_\_\_ 人      うち 27 年度末までに移行が可能な人      \_\_\_\_\_ 人
3. グループホームの対象              \_\_\_\_\_ 人      うち 27 年度末までに移行が可能な人      \_\_\_\_\_ 人
4. 単身生活                              \_\_\_\_\_ 人

(4) 児童相談所との関係

① 児童福祉司等の訪問	1. 平成 25 年度に訪問があった ⇒児童相談所数_____カ所_____回 2. 児童福祉司等の訪問はない
②児童相談所との連携	1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている 2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている 3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている 4. 特に行っていない
③措置児童の 18 歳以降の対応	1. 18 歳到達日以降の措置延長は原則として認められない 2. 高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない 3. 高校（高等部）卒業後も、事情により 20 歳までの措置延長が認められる 4. 20 歳以降も事情により措置延長が認められる
④契約児童の 18 歳以降の対応	1. 18 歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない 2. 高校（高等部）卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない 3. 高校（高等部）卒業以降も、事情により 20 歳までの支給期間の延長が認められる 4. 20 歳以降も事情により支給期間の延長が認められる

(5) 利用者負担金の未収状況等

- ①利用者負担の未収      平成 26 年度未収分      \_\_\_\_\_人      総額      \_\_\_\_\_円  
うち平成 25 年度以前の未収分      \_\_\_\_\_人      総額      \_\_\_\_\_円

(6) 平成 26 年度の苦情受付の件数      \_\_\_\_\_ 件

- ⇒SQ その内容      1. 施設運営に関する\_\_\_\_\_件      2. 生活支援に関する\_\_\_\_\_件      3. その他\_\_\_\_\_件

(7) 第三者委員等との相談の頻度

1. 月 1 回程度              2. 学期に 1 回程度              3. 年に 1 回程度              4. 相談の機会はない

(8) 外部の第三者評価機関による第三者評価の実施

1. 実施した                      2. 実施していない                      3. 今後予定する